

平成30年第6回定例会  
(第2日目)

津別町議会会議録

平成30年第6回 津別町議会定例会会議録

招集通知 平成30年12月10日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成30年12月20日 午前10時00分

閉会日時 平成30年12月20日 午後4時59分

議 長 鹿 中 順 一

副議長 佐 藤 久 哉

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	渡 邊 直 樹	○	○
2	小 林 教 行	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	巴 光 政	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	佐 藤 久 哉	○	○
5	高 橋 剛	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	宮管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	竹俣 信行	○	生涯学習課長	藤原 勝美	○
総 務 課 長	齊藤 昭一	○	生涯学習課主幹	石川 波江	○
総 務 課 主 幹	近野 幸彦	○	学校給食センター主幹	阿部 勝弘	○
住民企画課長	伊藤 泰広	○	農業委員会事務局長	横山 智	○
住民企画課参事	森井 研児	○	選挙管理委員会局長	齊藤 昭一	○
住民企画課主幹	松木 幸次	○	選挙管理委員会次長	近野 幸彦	○
住民企画課主幹	中橋 正典	○	監査委員会事務局長	松橋 正樹	○
住民企画課主幹	加藤 端陽	○			
保健福祉課長	小野 淳子	○			
保健福祉課主幹	千葉 誠	○			
産業振興課長	横山 智	○			
産業振興課参事	小野 敏明	○			
産業振興課主幹	小泉 政敏	○			
建設課長	石川 篤	○			
建設課主幹	石川 勝己	○			
会計管理者	五十嵐 正美	○			
総務課庶務担当主査	菅原文人	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	松橋 正樹	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
事務局主査	小西 美和子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	5番 高橋 剛 6番 渡邊 直樹
2			諸般の報告	
3			一般質問	
4	議案	62	津別町民の森自然公園ネイチャーセンター条例の制定について	
5	〃	63	津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
6	〃	64	津別町税条例の一部を改正する条例の制定について	
7	〃	65	津別町スクールバス条例の一部を改正する条例の制定について	
8	〃	66	津別町立老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	67	津別町相生総合交流ターミナル施設条例の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	68	津別町新ふるさと定住促進条例の一部を改正する条例の制定について	
11	〃	69	津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別町木質ペレット製造施設）	
12	〃	70	津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設）	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	71	平成30年度津別町一般会計補正予算（第6号）について	
14	〃	72	平成30年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について	
15	〃	73	平成30年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について	
16	〃	74	平成30年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について	
17	〃	75	平成30年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	
18	〃	76	平成30年度簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について	
19	意見書案	9	ゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について	
20	報告	13	平成30年度定例監査の報告について	
21	〃	14	例月出納検査の報告について（平成30年度8月分、9月分、10月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

5 番 高 橋 剛 君                      6 番 渡 邊 直 樹 君

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（松橋正樹君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は、昨日配付しましたとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

議会の動向につきましては、昨日の報告後から本日までの状況について第 2 回報告書としてお手元に配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告の順に従って順次質問を許します。

2 番、小林教行君。

○2番（小林教行君）　〔登壇〕　ただいま議長の発言のお許しをいただきましたので、先に通告した件についてお尋ねいたします。

一つ目の質問、子育て支援対策についてであります。6月の定例会で人口減少対策について一般質問させていただきましたが、10月末の津別町の人口は4,721人と減り続けている現状がございます。人口減少に歯止めがかからないことに対してはさまざま問題がありますが、今回は少子化対策に一番効果があると考えます子育て支援について伺います。

政府は、2020年4月から実施予定でありました幼児教育・保育の無償化を半年前倒しして、2019年の10月からスタートする方針を固めたと報道しております。そこでまず1点目、現在、町がこども園に補助している金額は、この無償化によってどのように変わっていくのか伺います。

○議長（鹿中順一君）　小林君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君）　子育て支援対策という大きなくりの中の幼児教育、それから保育の無償化についてのお尋ねでございます。このことについて、国は2019年10月から3歳から5歳のすべての子どもたちと、ゼロ歳から2歳の住民税非課税世帯を対象にいたしまして、利用料の無償化を行う予定としているところです。

無償化による市町村の負担割合については、2019年10月から2020年3月までは全額国が負担し、それ以降は国が2分の1、都道府県と市町村が4分の1ずつを負担するとして、明日、平成31年度予算案が閣議決定されると報道されているところであります。

仮に、このとおり実施されたとすれば、国の基準の利用者負担額と町が定める利用者負担額との差額分が減額となりまして、概算では年間約1,900万円程度となりますが、初年度は10月から実施するということでもありますので、この半分の額になると推計しているところであります。

ゼロ歳から2歳の乳児につきましては、住民税非課税世帯のみを対象にしていますことから、それ以外の世帯に対しては、子育て費用の軽減にはつながりません。そのため、ゼロ歳から2歳の乳児への支援については、今後検討する課題であると考えて

いるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君）〔登壇〕 今お答えいただきました。まず最初に3歳から5歳すべての子どもたちを対象ということでありましたが、この無償化の対象に給食費が含まれていないとされていると思いますが、この報道で保育料が無償になると期待されている方もたくさんいると思います。保育料は無償となりますけれども、その分給食費が上乘せされて以前とあまり変わらない、または高くなるといったことがあり得るかどうか伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（千葉 誠君） ただいま給食費が負担になった場合の保護者の負担がどうなるかということであります。それにつきましては、無償になるそれぞれのゼロ歳から2歳の部分の減額になる方がおります。その方の所得によりましては逆転ということで負担が増える場合も出てきます。それが住民税非課税の方ですけれども、その方につきましては、今自己負担の分についてはおよそ3,000円ということになりますので、その部分で給食費の分が自己負担になりますと増えるという形になってきます。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君）〔登壇〕 せっかく無償化というところで期待されているところ、ぬか喜びにならないように、この部分の給食費に関しましても町が助成をして、無償化の対象になるようにしていただきたいと思いますと考えております。

また、ゼロ歳児、2歳児に関する支援についてですけれども、概算では約3歳から5歳で1,900万円、次年度は2分の1です約950万円、その次の年は、道と町が4分の1ずつ負担することになった場合ですけれども、500万円ずつ今より、恐らく子育て支援にかかる費用が捻出できるかと思われまます。しかし、対象となるのは先ほど申しました3歳から5歳までであり、非課税世帯以外のゼロ歳から2歳の方に対しては対象外であります。

町長のお答えに今後検討する課題であるというお答えでしたけれども、6月の一般



質問の際にも少し議論させていただきましたが、ゼロ歳から2歳への現物支給をぜひ検討いただきたいと思います。現金支給ですと、やはり自由度も高く保護者に一番喜ばれるかもしれませんが、子育て世代でない方々から見ますと、本当に子育てに使っているのか。自分たちのときには、そんなものはなかったなどと思われかねません。現物支給ですと、そういった危惧はなく、また粉ミルクや紙おむつを隣町で買って来て、そのごみについては津別町が負担するということにもなります。現物支給により少なからず津別町が用意するということになれば、津別町の経済も回すことにつながると思いますので、この現物支給についての検討について伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今この無償化の関係で少し町の負担が軽減されてきます。その部分をどこにどういうふうに使っていくかというのは、予算編成の中で詰めていく課題になっておりますけれども、今予算の提出は今月末まででありますので、ただ、その中で聞いている範囲では、おむつの部分についてぜひ原課のほうとしては出していきたいという、予算要求をしていきたいということでもありますので、1月に入ってから予算の協議、その中でさまざま考えていきたいというふうに思いますし、また、この無償化に関連して、おおよその数字をお伝えしましたけれども、これは3月の定例議会でまた新年度予算が出されます。そういった中で具体的な数字、その前に委員会もありますので、このような形になっていくのではないかとこののを資料等も含めて提出させていただいて、そして3月議会を迎えたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（千葉 誠君） 大変申し訳ございません。先ほどの3号の利用者負担、非課税の部分3,000円というふうにお答えさせていただきましたが、それぞれ標準と短時間保育で5,400円と5,200円の誤りです。大変申し訳ございません。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） [登壇] 現物支給について考えがあるということでしたので、また少し述べさせていただきたいのが、現物支給につきまして、粉ミルクや紙おむつなど必要なものを選ぶシステムを導入し、お母さんたちの満足度を高めてはい

かがと考えます。粉ミルクが必要ない方もおられますし、紙おむつもパンパースでなければとかムーニー、グーンじゃなきや、また子どもがアンパンマンのやつじゃなきやはきたくないなどいろいろございます。また、その中に紙おむつを使わなくてもごみ袋でしたらどのご家庭でも使えます。ごみ袋 45 リットル入り 10 枚、今 900 円で販売しておりますけれども、小さなお子さま 1 人、2 人いるだけでごみ袋はあっという間にいっぱいになってしまいます。粉ミルク、紙おむつ、ごみ袋などすべてを助成するのがなかなか厳しいというのでしたら、その中から一つか、もしくは二つ選んでいただけるというふうにして、少ない費用でもお母さんたちの満足度を上げる費用対効果の高い施策をとっていただきたいと考えておりますが、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それはご意見として伺いたいと思います。選べるということで、どういうシステムにして、それからそういうことをすると職員の仕事量もまた増えてきます。そういった中で、どこまでどうしたほうがいいのかというのをここで具体的にお答えすることはできませんけれども、それは予算編成の中でこれをやったら人的配置だとか、こういったものがどう影響してくるのかというのを、それは細かく打ち合わせしなくちゃいけませんので、その中に今議員がおっしゃったことについては、そういうことも考えられるということで受け止めておきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 2 番、小林教行君。

○2 番（小林教行君） 〔登壇〕 検討いただけるということで承知いたしました。

次に、人材確保に向けた支援について伺います。

こども園で働く人材を発掘するため、セミナー等開催し、一度保育現場を離れた人などを呼び戻すことはできないか伺います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 人材確保に向けた支援の関係であります。保育教諭等の人材確保は、最重要課題の一つであります。こども園におきましては、新規採用の募集はもとより、町内で在住し、以前、保育現場で働いていた方にも声掛けを積極的に行っていますが、それぞれ家庭の事情等により就業に至らないというのが実情であります。

新卒採用の先生につきましては、平成27年のオープンからこれまで4名ですけれども、そのうち3名は津別町の出身者でありまして、学生は実習先や知っている土地に就職を希望する者が多いというふうに聞いていますことから、まずは津別町を知ってもらうことが最初の一步ではないかというふうに思っております。

議員が提案していますセミナーなども開催いたしまして、働く施設や現場の様子を見学してもらうとともに、町の施設など津別町を丸ごと見知ってもらうという、そういう取り組みが必要だと思われまますので、園とも協議してまいりたいと考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） [登壇] セミナー等の開催につきましても園と協議いただけるとお答えいただきました。津別町にも保育士として復活する、または始めるのに二の足を踏んでいる、いわゆる潜在保育士がおられると思います。二の足を踏む要因はさまざまあると思われまますが、一つにはブランクがあると思われまます。資格は持っているが経験がないなどが挙げられると思われまますが、ピアノをまだ弾けるかなとか、手遊び、童謡を覚えているかなと、昔の常識と今の常識は違わないかな、保護者とのコミュニケーションをしっかりとれるかなと、そういった不安を解消できるセミナーを開催し、潜在保育士の発掘、人材確保につなげていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） そういうご希望でありますので、そういうことで今例えば新聞、テレビ等マスコミでも報道されていますように、女医さんの関係もいったん家庭に入って、そこから医療現場に出ていくのに、やっぱり訓練を受けて再び戻って来るというのがありますので、そういうシステムができるのであれば、それはそのような形で園とも協議しながら進めていきたいと思っております。

また、さまざまなことで、例えばうちの職員がだれだれと結婚するだとか、あるいは消防職員がだれだれと結婚する、そしてこの間もありましたけれども、農家の方がこういう方と結婚するということで町長室に写真を撮りに、今そういうシステムをつくっていますので、来たときに奥さんの以前のお仕事も聞きながら、いろいろ参考になるところがありますので、そういった情報は常に情報として必要とされているとこ

ろに伝えていいですかということでお知らせして、そこからこども園であれば、こども園からすぐそちらのほうに行って、私どものところで働きませんかというようなことは、即行っているという状況ですので、することはしていくということで、プラス今議員がおっしゃられたような仕組みというのも考える検討があるのかなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君）〔登壇〕 了解いたしました。また、こども園でまたみっちり働くということは難しいですけれども、例えば自宅や事業所などでゼロ歳から2歳を預かる家庭内保育なら働けるといいう人を探して、それを助成するということが検討できないか伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 家庭的保育事業についてでありますけれども、現在、こども園におけるゼロ歳児の対応については、3名の保育士と補助員1名の4名体制で行われており、有資格者の配置基準をクリアして、加えて補助員の配置を行っていますが、人材の確保は先ほど申し上げましたとおり依然として厳しい状況となっております。

こうしたことから、町は、家庭的保育事業を行うものに対しまして、津別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定しています。対象者は、ゼロ歳から2歳までの乳児といたしまして、家庭的保育者1名で3名まで、家庭的保育補助者を置く場合は5名まで可能としているところです。

事業を行う保育者と保育補助者につきましては、所定の研修を受けることが必要であり、給食については、自園調理や連携施設等からの搬入、それから調理員の配置、連携施設確保などの基準を設けています。こうした要件が満たされれば、町が認定し、開設することができます。そうなれば、入園を待っている方への朗報にもなるものだというふうに考えているところです。よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君）〔登壇〕 家庭的保育事業を行う方に対して、要件が満たされれば解決できるとのお答えでしたけれども、なかなかこの要件というのが給食につきましては連携施設、この連携施設というのはこども園が当てはまるのかなというふ

うに思いますけれども、また所定の研修を受けるというと、またなかなかハードルが高いことかと思えます。この所定の研修につきましても、時間がありませんのであまり詳しく聞きませんけれども、やってみたいという相当の覚悟、熱意がなければ自分で調べて始めるというのは難しいことなのかなと認識しております。ですけれども、ぜひ家庭的保育のガイドラインをわかりやすく整備して、告知して1人でも家庭的保育をできる方を発掘すべきと考えます。

あと、これなぜこども園でもゼロ歳から2歳預けてもらえるのに家庭的保育が必要なのかと申しますと、先ほど配置基準はクリアされているというお答えでありました。しかし、国のガイドラインでは、細かいことは言いませんけれども国のガイドラインは保育教諭1人に対して小さいお子さん3名見れるといった内容ですけれども、こども園ではきめ細やかな保育を目指しておりまして、保育教諭1人に対して2人を目指しているという実情がございます。現在8名のゼロ歳児がおりまして、今4名体制で行っているのがぎりぎりでございます。働き方が変わってきて、預けて働く人が増えて、子育て環境が充実したからこども園の定員以上に子どもが増えたという現状がございます。こども園を建てたときには、ここまで今112人の定員に対して123名の子どもがこども園に通っております。ここまで予想されていなかったと思えますけれども、しっかりした、充実した保育施設、また環境というのを整えることで子どもが集まってきてくれた成果ではないかと考えております。さらに充実させることで以前アンケートにありました、子どもの理想とする数は何名というところに、2.67人という非常に高い数値がございました。この2.67人というのに近づけるためにもさらなる充実が必要ではないかと考えておりますが、町長の考えを伺いたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） この家庭的保育の関係については、かつては津別にもあったんですよ。うちの当時職員の奥さんが対応してやっていました。定年になって町外に転出されましたので、それ以降はクローズになっておりますけれども、そういった町、津別町としての経験もあります。ですから、これはどなたでもということではなくて、やはり事故が起きた場合とか、そういったときに大変ご苦労されることとなりますので、一定のやはり研修をしっかり受けていかないと、そう簡単なものではない

のではないかなというふうに思います。大体において、お子さんをお持ちの親御さんについては、やはり第一希望としては園を望んでいるんだらうなというふうに認識しております、そこを今定員がかなりオーバーしているような状態ですけれども、そして途中で入って来られる方も随分多い状況になっています。4月からの入園であれば準備も園のほうで整えてしっかり受け入れをしているのですけれども、年度途中で入って来られると、たまたま先生の都合で受け入れられる場合もありますし、受け入れられない場合もあります。特に、障がいを持たれているお子さんが来たときには、必要な先生の確保が困難な状況にありますので、それをなんとか確保できるまでお待ちいただくというのも今現実であります。そういうやりくりをしながら、基本的には園としては皆さんを受け入れたいという前提に立って取り進めを行っておりますので、そこからでもなかなかそこまで行き切らない子どもたちというのが、もう一つそういう家庭的な保育をできる場所というのですか、それがあるとクッションにもなっていくというふうに思われます。

ただ、心配なのは、そういうことだけで家庭的保育の場所が経営上成り立つのかどうなのかということも、また踏み切っていただくためには、やはりそこを運営される方の考え方というのは当然あるかと思っておりますけれども、議員がおっしゃいましたとおりこういう形でできますよということは、何かの形でまたお知らせしていくと、制度的にこういうものがありますと、町の条例ではこういうものがありますということを伝えていくことも必要かなというふうに思っているところです。

それから、園のほうではもっときめ細かなということで非常に積極的に対応されているのは、ついこの間も園の事業経過について理事長と園長が来られて説明を私のほうにしていってくれましたけれども、非常に積極的に考えられています。何とか町のほうとしても支援体制を、協力体制をとっていきたいなというふうに思っています。基本となるのは園が中心となりますけれども、そこに支援をするような形を今後もとっていきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） [登壇] 積極的に対応していただけるとのことでした。一番手のかかるゼロ歳、2歳を見てくれる人が現れば、こども園全体の保育の質の確

保にもつながります。保育士確保の課題は喫緊でございますけれども、保育士が足りないから受け入れできないということにならないように早期な対応を目指すのが肝要ではないかと考えております。

次に、切れ目のない子育て支援についてであります。以前から議論されていることではありますが、先月のさんさん館で行いました議会報告会や私の個別の議員報告会などでもよく聞かれるところでもあります。切れ目のない子育て支援ということで、津別高校以外に通う生徒以外、町外に通う高校生に対して交通費の助成を行うべきではないかと考えますが、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） この件については、これまでも何度か一般質問等であったところでもあります。繰り返しになりますけれども、まずは津別高校に通う生徒に対する交通費の助成経過、こここのところの認識がまず必要かなと思います。これは古くは昭和51年1月に開成線町営バス通学運賃補助要綱というのを施行いたしまして、町営バスの利用促進を加味して、北見市に通う生徒の定期券の2分の1を助成していたところでした。その後、昭和60年3月にご承知の国鉄相生線が廃止されまして、国鉄運賃と他の交通機関との差額の2分の1を補助することといたしました。平成3年度からは、暫時補助率を引き下げていった状況にあります。

平成5年度には、町営バス通学者に対する補助要綱を施行いたしまして、町内に在住し、町内の高校に通学する者に対してバス通学の2分の1を、それから町外の高校に通学する者には4分の1を補助しまして、平成7年度には対象範囲を町外者にも拡大してきたところです。

その後、平成10年度に新たに津別町バス通学者に対する通学費補助要綱を施行いたしまして、津別高校に通学する者に対し、通学費の2分の1、町外の高校に通学する者については8分の1の補助をしてきたところですが、平成16年度に津別高校の維持存続を目的といたしまして、津別高校に在籍するものに限って通学費の補助を行うといたしまして、津別高校通学費等補助要綱の施行により通学費の4分の3を補助いたしまして今日に至っている状況であります。

このような通学費補助の関係、維持存続という、そういう津別高校の存続というも

のを強く意識して対応してきたものでありますので、子育て支援の対策ということとは一緒に議論していくと、またいろんな問題とかみ合って進んでいかないのではないかなというふうに思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） [登壇] 今津別高校の振興対策と子育て支援と分けて考えるべきとのお答えをいただきました。私も同じ考えであります。この津別高校振興対策につきましては、このあと教育長と議論させていただきたいと思っておりますが、津別高校の振興対策は、津別高校の魅力を上げて生徒数を増やすべきことであると考えております。津別高校に進学しないのであれば助成しないというのは、逆に振興対策の妨げになっているのではないかと考えます。部活動でいいますと陸上やラグビー、そういったものをやりたい、専門的な分野の大学を見据えているなど、津別高校にできる範囲を超えているニーズに対して、応えきれない部分、限界というのがあると思います。それをすべて助成しないのであれば、津別高校があるせいで助成されないとわれかねないと考えております。

また、津別高校振興対策というのは、後に議論させていただきますけれども、町民一丸となって取り組んでいかなきゃいけない対策だと思っております。また、将来的に北見の高校に通うことを視野に入れて、北見に家を建てて家族ごと移住し、津別の企業に通うという話も聞いております。町民全体で津別高校を存続させていくべきと考えておりますが、津別高校があるせいで北見への交通費が出ないのであれば、津別高校がなくなればいいという考えが起こりかねない、子どものために北見に引っ越しきっかけになるといった現状についてどのように考えているか伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） そのような考えもあると思います。あると思いますけれども、これは高校の魅力を上げるというのはそのとおりなんですけれども、しかし津別高校今年ぜひ、なぜ津別高校を選んだのかということを学校側でぜひ子どもたち、あるいは親御さんにアンケートをとっていただけませんかと要請をいたしました。その結果が出てきたのですけれども、それはやはり多くは経済的負担、そういうことがやっぱり多く魅力として考えられている。特に、美幌や北見から通って来るお子さんたちも



そういうことが大きな目標、そして海外研修があるというようなことです。それが高い部分を占めていたなというふうに思います。そういう形で、もし津別高校がなくなった場合で考えると、議員がお住まいの例えば活汲の小中学校もようやく対応して、対応してあとを今別な方にああいう形で運営していただいています。本岐小学校もそうです。本岐の中学校はいまだに手つかずの状態、そして相生も手つかずの状態、そういうことが高校がなくなれば、今度その学校をどういうふうにもた使っていくのかということの大きな課題がまた出てきます。そういうふうな中で、町外に通う子どもたちは部活が津別高校にないとか、あるいはその先の進学をこういうところに行きたいからこの学校に行きたいという、そういう思いは全然否定するものでもありませんし、当然行くべきだと思います。ただ、そこに助成をすることによって、もう一つのこちらに行かなくて、そういうものの助成があるのであれば、あえてここを選ばずにこちらに行こうということの助長にもなってくるわけです。そのことが進んでいった場合、だれが責任をとっていくのかということなんです。言葉としてはわかるんですけども、そういう現実というのも直視していかないと、やはり地域の中でちゃんと子どもたちを育てていこうという大前提があって、そこに教育の環境をできる限り整えていきたいという思いで、そこに支援をして補助もしていこうということでこれまでやってきていますので、一方で町外に通う方たちにいろんな形で助成をすることによって先ほど言ったような問題が生じてくるというのは、十分考えられる状況です。それが整理されないままにしていくということは、それでよかった、よかったということにはならないのではないかなというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） [登壇] なかなか思ったとおり運ばないところなんですけれども、例えば切れ目のない子育て支援でいいますと、先ほどからのこども園の助成、非常に町を挙げて、また国を挙げて支援が充実してきているところであります。また、小中学生に対しましても、医療費の無料化などたくさん支援がございます。高校生に対して全く支援がないというのは、切れ目のない子育て支援からはかけ離れているのではないかとやはり考えます。

一つ例を挙げますと岡山県の柳楽町では、切れ目のない子育て支援ということで、

高校生に年間約9万円3年間助成しているというのを挙げております。医療費も18歳まで無料であります。ほかにもさまざまな助成、切れ目のない、本当にゼロ歳からの切れ目のない助成がありますけれども、人口6,000人の町で2014年の特殊出生率は2.81という非常に驚異的な数値を出している。やはり切れ目のない子育て支援というのが、子どもを増やす一番の要因ではないかと考えますが町長のお考えをもう一度伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それはできることならよその町でそういうことをやっているところは、できる多分財源があるんだと思います。ですから、そういうことがやり切れるのではないかなというふうに思います。今遠いお話がありましたけれども、この近間で言っても、昨日の一般質問でも出ておりましたけれども、上士幌町さんが非常にすばらしい子育て支援の継続した、いわゆる切れ目のないものをつくっています。それはふるさと納税の十分なお金を対応しながら財源として使ってやっているという状況です。それらが一定確保できるのであれば、幾らでも町としてやってあげたいことはたくさんあります。前回の9月の議会でも篠原議員さんから茨城県のある町のお話も出てきて、相当すごいやっぱり取り組みをされています。20歳まで医療費の無料だとか、給食費の半額と3人目以降の無料化だとか、育児用品の購入の助成だとか、英語に特化した外国人の先生を招いてやるだとか、これも言ってみればふるさと納税をお使いになっているという状況であります。

そういう中で今ご承知のように、町が今まちなか再生で進めていこうというお金に相当数かかってくるというのは議員もご承知の上だと思いますし、財政シミュレーションもお示ししながら、これからそちらのほうに今津別町向かっていこうという状況になっています。ですから、助成制度もさまざまありますけれども、拡大していくということは、やはり私どもも、あるいは議員の皆さんもこれはやはり慎重な形をとって十分検討を進めながら、やるからにはやっていくというふうになるかと思えます。

最近の例でいけば、1歳になるまでに養育手当ということで、地方創生の100%のときにつくった制度ですけれども、それを1年だけでやめるというわけにはいきませんので、今基金を対応して引き続いてやっている状況もありますので、そういう財源の

確保をしっかりとした上で、できることはしていくということになるかというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） [登壇] 切れ目のない子育て支援対策につきましては、先進国を見ますと予算でGDP比、フランスだと3.2%、イギリス3.8%、スイス3.7%と3%を超える予算に対しまして、日本はわずか1%にとどまるというデータがございます。ヨーロッパの子育て支援対策、先進国は何十年もかけて莫大な費用をかけ少子化対策に取り組み成果を出しております。我が国も幼児教育・保育の無償化を皮切りに、本気で子育て支援に取りかかっていると期待しております。そうになりましたときに、子どもの取り合い、保育士の取り合いが予想されますが、そのときに保育士が足りないでは遅過ぎます。先進事例に倣い、また先進事例になるように子育て支援対策に取り組むべきと考えております。この件について何か考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 確かに今取り合いという言葉も出たところでありますけれども、これはその市や町の制度によって取り合いになるんです、現実には。そしてここよりも隣のほうがこういう制度を設けているから子どもの環境にとっては生活しやすいだとか、あるいは経済的に楽だというようなことがどんどんある種競争みたいになってくるのかなと思います。先ほど言いましたように北見や美幌の子が来るということは、津別町の支援というものにある種魅力を感じて入って来るということですから、そうでないところが、もっと高いものを打ち出していけば、そちらに流れていくということも当然考えられてきます。そういう競争をいつまでもしていても、これは町も疲弊するだけの話になってきます。ですから、ここまでは町という財政、二宮尊徳の言葉に「入ざるを量って出ざるを制す」という言葉がありますけれども、収入がこれだけなんで出るのはこの中の範囲ということで決まってくるのは当たり前です。ですから、津別町の財政、収入の中でできることはここまですということ、でもここを我慢すればこっちに回すことができるかもしれないというようなことは、議会の中で議論をしながら、よりよい町にするために議論が必要かなというふうに思

っています。そういう中でやはり基本的には、日本のそういう少子化に向けての対策というのを、これを個別に市町村が競争し合うということではなくて、やっぱり憲法に基づいて、そういう精神の中できちっと予算を配置していくということを根本的になっていかないと、これはなかなか一つの地方自治体でどうこうできるというのは限度があるのではないかなと思っていますところす。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君）〔登壇〕 時間もありませんので、次に津別高校振興対策について伺います。

津別高校の振興対策は、町民、行政が一丸となって支援していくべきものであると考えます。そこで一点目、津別町に高校があるおかげで発生している経済効果がどれぐらいだと試算しているか伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） それでは、一つ目のご質問であります津別町に高校があるおかげで発生している経済効果がどのぐらいであるのかと、試算しているのかについてお答えいたします。

津別高校の教職員の7割方が町内に住んでいただいております。高校が閉校になると教職員及びその家族が転出し、税金や経済的にも問題が出てくるのが想定されますので、平成28年度に津別高校が閉校となった場合の地域影響額を約4,600万円と推計いたしました。教職員数は、現在と同じ16名、生徒数は現在よりやや少ない90名の年度でした。

大まかな内容ですが、町全体の収入の減少は、高校の施設維持管理や教育課程実施等にかかわる維持管理費、これは道費ですけれども、道費のうち、町内業者発注額が419万円―①、同じく維持管理費、私費会計ですけれども町内業者発注額が340万7,000円―②、町内居住者の家計消費額が2,783万5,000円―③、町民税と固定資産税が326万1,000円―④、町内の全高校生が町外に通学する交通費を助成するとして2,519万4,000円―⑤、この①から⑤の合計額が6,388万7,000円、この金額から高校振興対策として支出を要しなくなる額、振興対策協議会補助金ですとか、各種助成金、海外研

修費の1,806万5,000円を差し引いた4,582万2,000円を津別高校が閉校となった場合の1年間の影響額と推計いたしました。高校の施設維持管理や教育課程実施といった直接的な経費ですので、このほかにも拾い切れない多くの経済効果があると考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君） [登壇] 年間約4,500万円とのお答えをいただきました。このほかにも拾い切れない経済効果があるとのことでしたが、やはりこれは町民に周知いただくために質問いたしました。津別高校がなくなるというのは、卒業生が母校がなくなるのは寂しいや、町内に高校生の姿が見えなくなるのは寂しいといった人情的や精神的なものだけではなく、経済的にも厳しくなる。また一度閉校すると復活させることはほぼ不可能に近いという現状がございます。町民の理解が必要不可欠となると考えております。

次に、町外から津別高校に通う新1年生が半年で5人退学したことについて、どのように受け止めているか伺います。制服や教科書代を支給しておりますが、それが簡単にやめることにつながっていることにならないか。また、制服や教科書代は町のお金ですが、無駄になったことをどのように受け止めているか伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） それでは、二つ目のご質問であります町外から津別高校に通う新1年生が半年で5人退学したことについてどのように受け止めているかについてお答えいたします。

本年度の入学者40名のうち、通信制課程へ転学した生徒、退学した生徒、休学している生徒の合計が5名と伺っております。今年度に限らず、これまで津別高校を選択してくれた生徒の中には、小学、中学時代に他者とのかわりが特に苦手であるとか、何らかの要因で学校に足を運べなくなったいわゆる不登校傾向にあった生徒や、必要だったと思われる教育支援を十分に受けられずに過ごしてきた生徒もいるのではないかと推察するところであります。

人間関係構築やコミュニケーションが苦手な生徒や、教科学習を極端に苦手とする生徒と、小中学校で不登校傾向であったとしても4月の入学式当日、新しい津別高校

の制服に袖を通し、新しい教科書を揃え、まさに不安と希望を胸に入学式に参加したその場面に私はおりました。親御さんは、さぞやうれしかったことと推察いたします。生徒たちは不安を抱えながらも新しい高校生活に適應しようと登校の努力をしまし、教職員も担任のみならず、学年団、生徒指導担当、教務担当、養護教諭、教頭らが高校生活サポート委員会を組織し、チームで高校生活継続の指導、家庭訪問による面談に多くの時間をかけていると伺っております。したがいまして、生徒や保護者、教職員が悩んだ末の判断であり、安易に学校を選び、安易に学校を去ったわけではないものと理解しております。

本年度は40名中5名の進路変更ですが、地元中学生の進学率が下がり近隣市町からの通学生が増えているここ数年、人間関係構築やコミュニケーションが苦手な生徒も増える傾向がありますので、毎年数名の進路変更者がいるのが実態です。

津別高校振興対策の目的は、津別高校への入学者の確保にあります。入学者が連続して10名を下回ると高校の再編整備の検討が始まり、閉校につながるからです。制服や教科書代の支給等が入学者確保のために有効であることが明らかですし、入学後に生徒、保護者、教職員の並々ならぬ指導にもかかわらず、進路変更せざるを得ない原因は別だと考えております。津別高校への入学者の確保につながっている対策であり、無駄との受け止めはしておりません。休学者には、制服、教科書が手元にあることによって、いつでも津別高校に戻ってきてほしいと願っておりますし、通信制課程の高校等で自分に合った有意義な学びをしてほしいと願っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君）〔登壇〕制服や教科書代の支給が簡単にやめることにつながっていないとのお答えをいただきました。このことにつきまして、例えば1年間在学しなければ制服代と教科書代の半分返還をつけ足すことは検討できないか伺いたいと思います。これは、返還してもらうことが目的ではなく、1年行かなければ返還しなければならないから、もう少し頑張ってみないかと少しでも足止めし、その間に魅力を発見し、退学を思いとどまらせることにつながらないかと思い提案させていただきます。また、あわせて休学者の手元に制服、教科書があることによって戻ってきて

ほしいとの答弁をいただきましたけども、実際に戻ってきたケースがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 制度を見直してはどうかというご質問だったと考えますがよろしいですか。

（「はい」と言う声あり）

○教育長（宮管 玲君） 先ほども1回目の答弁でも申し上げましたように、この津別高校への振興対策は、学校の維持のために行っているものであります。この制度、この部分、例えば途中でやめたらどうするだとかという条件をいろいろ付けていきましたと、すべてのことにおいて成果をもとにして見直しをかけていかないと問題が出てくるのではないかなと思います。したがって、今の制度、この制度自体は明らかに津別高校を選んでくれる生徒への効果があるというふうに分析しておりますので、このまま制度を維持していきたいと考えております。

また、休学して復帰したケースがあるかというご質問でしたが、私のお聞きしている範囲では、そのようなケースは今のところないというふうに押さえております。ただ、願いとして持っております。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君）〔登壇〕 次に、津別中学校から入学者を増やす施策について伺います。公設民営塾の通年化はどのように進めていくのか、また、あわせて進学に必要な検定、模試等も全額補助すべきでないか伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 三つ目のご質問であります津別中学校からの入学者を増やす施策について、公設民営塾の通年化はどのように進めていくのか。進学に必要な検定、模試等も全額補助すべきではないかについてお答えいたします。

津別高校の振興対策の目的は入学者の確保であり、その中でも地元中学生の進学率の向上こそが重要であることは、振興対策協議会設置当初からの重要課題と認識しております。津別高校が地元の中学生から選ばれる魅力的な高校となるために、校長を筆頭に全教職員が一丸となって一人一人を大切にす指導に取り組んでおります。

津別高校振興対策協議会も近隣の市、町に先駆けた財政的支援を講じてまいりました。2年目になりました夏、冬、春休みの公設民営塾は近隣の市、町にない施策であり、高校とも連携しながら学力向上や進路実現に貢献を目指してまいりました。

夏休みの講座には、1年生の63%の生徒が参加しました。2年生は60%、3年生は25%、半数の生徒が参加しています。3年生の参加率が25%にとどまるのは、長期休業中の講習会は大学や専門学校等への進学講習のイメージ及び進学希望者が参加しているためと考えております。

公設塾の通年化につきましては、津別中学校からの入学者を増やすために重要な方策と考えております。偏差値30から70に対応するオールマイティな公設塾のイメージ化と通年化により、高校の授業や講習、部活・サークル活動を大事にしつつ、個に応じた学び直しもでき、就職試験に向けた演習もでき、大学進学のための高度な受験勉強もできる、そのような一人一人の目的意識に合わせた学びを提供する学校帰りの公設塾が可能になります。なお、通年化するためには場所や経費が必要となりますので、今後の予算編成の段階で検討させていただきたいと考えております。

なお、検定、模試等の受検補助につきましては、簿記や電卓等の商業系の検定は全額補助、大学入試模擬試験や英語検定、漢字検定等、進学系の検定は半額補助がなされていることを承知しております。また、津別高校振興対策協議会補助金350万円の中の特別講座事業から支出されているものと承知しております。どの事業にどう配分するかは、振興対策協議会にゆだねておりますので、まずは予算上のやりくりを工夫していただき、生徒の増加や進学希望者の増加により事業執行に困難が生じる状況があるのであれば協議してまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 2番、小林教行君。

○2番（小林教行君）〔登壇〕オールマイティな公設塾を検討中とのお答えをいただきました。学力がすべてではありませんが、偏差値70に対応するというのはかなり魅力があると感じます。先日の北大生との高大連携事業ハルクの発表を見させていただきました。北大に興味を持ったという感想もあったかと思います。ぜひ、北大を目指していただきたいと考えております。また、この公設塾の周知の方法についても伺いたいと思います。検定につきましては、商業系の検定は全額、進学系に必要な検



定は半額とのお答えでありました。やはりこれからは学力も売りにしていく方向性を感じていただくと進学に必要な検定も全額補助することが地元中学生の進学組に魅力を感じていただける対策ではないかと思いますが、教育長の考えを伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） ハルクの事業で北大マルシェ班で北大に出掛けたり、高校生議会で北大に行った経験のある子たちの中で、「この大学に行ってみたいな」という声が聞こえたというふうに聞いております。これまで筑波大学との連携の中でも、筑波大学に行った子どもたち、「筑波大学に行ってみたいな」と、そういった本物に触れることが大事だなというふうに思っています。そういった子どもたちがもし津別高校に進学をして、この公設民営塾に通ってくれば、それこそ個別対応塾ですから、その子の力に応じた教材を提示して、目標に向かって努力することが可能なわけですから、これは現実的に可能だというふうに私は思っております。ただ、それぞれ部活をやりたいとか、いろんな願いがあって子どもたちはいろんな高校を選択する。それもまたしかり当然だろうなというふうに思いますが、もし津別高校を選択してくれるのであれば、そういった教育を提供させていただきたいなと考えているところであります。

また、これからの周知方法ですけれども、これまで公設民営塾につきましては、折込みのチラシですとか、広告等を出す形で実施しております。これも委託業者と協議の上、効果的な周知方法について検討をさらに進めていきたいというふうに思っております。

あと、再度進学系の受検補助につきましてもというご質問でありましたが、再度繰り返しになりますが、まずは 350 万円の補助金を出しておりますので、その中でいろいろとやりくりをしていただいて、今年の場合は、人数が当初 100 名を超すという人数が増えましたので、この 350 万円で不足している部分があるのかなとも想像はできますけれども、今後人数の推移等もありますので、これを有効にまず活用する方法を検討していただいた上で協議したいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 2 番、小林教行君。

○2 番（小林教行君） [登壇] 最後に津別高校振興対策は、高校を存続させるた

めであり、町内外の高校生のための施策であります、それは広い目で見れば町民の利益、幸せにつながることでであると認識しております。津別高校は町民一丸となった理解、支援を受け、津別町のためだけでなく道、国、そして世界へ通じる、人のために何かができる人材を育成する場であり、そして郷土愛を持った若者たちがいつか津別町に帰って来て、町を盛り上げていただきたい、そのような教育の場であり続けたいと願っております。最後に何かあればいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 高校がなくなったら金額的に云々という部分もありますけれども、議員おっしゃるように高校生は明日を担う、明日の津別、北海道、日本を担う人材ですから、そういった後継者の育成という部分をしっかりと進めていくということで、津別高校も来年度から津別学という学校講座をつくったり、地域と連携して、地域に貢献できる生徒をつくっていこうというプロジェクトを今立ち上げて準備しているところであります。そのような津別高校を支援してまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君）〔登壇〕 ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告いたしました障がい者の住みやすい町づくりを目指す取り組みについて述べさせていただきます。

中央省庁などで長年の障がい者雇用の水増し問題が発覚する一方、道内企業では雇用する障がい者数が右肩上がり聞いています。民間企業は行政機関と違い、障がい者の雇用割合が低ければ納付金の支払い義務があることに加え、熱心な企業は雇用機会を増やすために積極的に実習を受け入れ、就労後も丁寧な支援をして職場定着を図

っています。

そこで、次の点について伺います。一つ目、就労支援について、津別町の障がい者雇用の実態について、障がい者雇用促進法に基づき従業員 45.5 人以上の企業は国が定める障がい者の法定雇用率 2.2%を上回ることが義務付けられています。また、国や自治体などの行政機関は、法定雇用率 2.5%と定めていますが、津別町の実態はどうなっているか伺います。

また、働くことを希望しながら、仕事、職場が見つからない人はどれぐらいいるか、今後の見通しについてはどうかについてお伺いいたします。

○議長（鹿中順一君） 巴君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） 障がい者の就労支援についてお答えを申し上げたいと思います。障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づきまして、民間企業、国・地方公共団体等は、法定雇用率以上の割合で身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を雇用することを義務付けております。

津別町における障がい者雇用の実態は把握しておりませんが、平成 29 年 6 月 1 日現在の北見公共職業安定所管内の雇用状況によりますと、50 人以上の規模の民間企業では、法定雇用率が 2.0%のところ 2.06%、地方公共団体では、2.3%のところ 2.58%となっております。

この法定雇用率は、5 年ごとに見直され、本年 4 月 1 日からは民間企業が 2.2%、地方公共団体が 2.5%に引き上げられたところ です。

津別町役場の現状についてですが、平成 29 年 6 月 1 日現在で 2.22%、平成 30 年 6 月 1 日現在では 2.25%となっており、いずれも基準を下回っているところ であります。

また、障がい者の就労希望状況についても把握しておりませんが、保健師や包括支援センターの職員などの情報によりまして、本人の希望や職歴を参考にいたしまして随時就労支援を行ってございまして、今後とも障がい者相談支援事業所の周知に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願 いたします。

○議長（鹿中順一君） 8 番、巴光政君。

○8 番（巴 光政君） 〔登壇〕 今、現状についてお答えいただきました。

北海道労働基準局によりますと、2017年6月現在、道内50人以上の企業で働く障がい者は約1万3,300人、5年間で約3,000人増え過去最多を更新しています。

津別町においても、平成27年度末、身体障がい者手帳交付数454人、平成24年度から27年度までの推移を見ましても年々増加傾向にあり、北海道とほぼ同じ傾向にあり、人口規模による差はないことがわかります。

先に就労継続支援事業B型として重要な役割を担っている特定非営利活動法人、津別町手をつなぐ育成会が運営するパン工房クレシェを訪問し、副理事長、事務局長の白鳥氏に会い運営状況のお話を伺いました。話によりますと、8年前、津別町には障がい者の働く場所がないことから、大部分の特別学級の小中学生は卒業したら津別を離れることとなりますが、普通高校では卒業後のことを考えると受け入れを拒むそうであります。そんな中、津別で働く場所を確保することを条件に、受け入れてもらった経過があると聞きました。そのようなことから、津別でも住み続けられるようにと町の支援をいただきながら、施設を立ち上げた話なども伺いました。利用者（就労者）は現在6名で、週5日の人が4人、3日・2日の人はそれぞれ1名であります。運営は主に国・道・町の給付金で職員の給料、運営経費に充てられていると聞きました。その他、町の企業にも働きかけ、スプーンの選別作業、お菓子の箱の組み立て作業の支援もいただいているそうであります。これらの作業を進めるのにサポートする職員も必要ですが、職員の人員確保に苦慮しているそうであります。さらに、事業運営にも町の積極的な支援をお願いしたいと伺っています。この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今、障がい者の学校の関係も出てまいりましたけれども、これは町のほうでも津別高校に当初先生たちのグループも含めまして今の手をつなぐ育成会の前の方の会長さんも含めて要請活動が当時いろいろありまして、何とか普通課に入らせることはできないかということで、要請活動もいろいろあって、津別高校のご理解も得て入学させた経過もございます。それに対応がなかなかしきれない部分もありましたので、町としては担当する教員について町の予算措置をして、そして、その子に対する対応をしていただいたという経過もありまして、今日まできているところで

ありますけれども、今手をつなぐ育成会の方たちがパンづくりを中心に、あるいは津別新報の配達だとか、それから相富さんのスティックスプーンの選別だとか、それからロマンスさんでの袋詰めだとか、こういったことをされているのを聞いております。町としても、実はそれ以前から働く場所の提供ということで、ちょうど私が町長になってすぐのころでしたけれども、隣の美幌のえくぼからも要請がありまして、そのときの代表、津別町出身の方でありましたので、美幌町もそういう就労の場を広げていきたいということで、何とか津別のエリアでもえくぼに通って来る人たちが津別からも来ているので、そういうところを確保できないだろうかというご相談がありまして、今も対応している部分として児童公園の草刈りだとか、それから福祉寮の草刈り、それからさんさん館だとかこども園、こういったところの清掃も全部このえくぼのほうにお願いして、そして津別のそういう障がいをもった方たちが主に対応していると。この清掃や何かやはり特殊な資格が必要になってきますので、指導もしっかりしながらやっている状況です。そういう中で正直清掃の部分でいくと時間がかかります。通常の清掃担当する会社、あるいは振興公社何かに出しても、もっと早く終わるのですけれども、その分費用も高く、委託料が高くなりますけれども、それはそれとして、これまでも議員の皆さんにもご理解をいただきながら予算を通過させていただいて今対応しているところであります。ですから、そういうところでこれからも少しずつそういう場所が確保できるようなところを目配せしながら、あるいは議員の方からもこういうところも、そういう障がいをもった方たちに対応させてはどうなんだろうかというのが思い当たるところがあれば、またご提案をいただきながら拡大していくことはやぶさかではないなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） [登壇] よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、共和に共同生活援助サービス提供事業所、オフタイムハウスくりん荘を株式会社びーとが管理運営を行っております。ここにもおじゃまし、代表者と管理者にお会いしました。実態についてお尋ねいたしました。この施設は、男性用として開設しています。定員4名ですが現在2名が入所しています。2名は、週5日、パン工房クレシェの利用者として通っています。欲を言えば、2人とも共同生活から就労継続支援

事業とも一緒の行動なので、就労継続支援事業所が複数あれば環境も変わるのでもいい  
そうであります。今後において、施設外就労として支援員が障がい者とともに企業に  
行き、指導員が障がい者に作業を支援する方法もあると言っていました。これは養成  
講習会など積極的に参加させるなど、人材育成にももっと力を注ぐことも必要と思  
います。

さらに、女性用のグループホームについても、現在、立ち上げてはいないのですが、  
要望があるというふうに伺っています。これには管理に関して女性の職員が必要で、  
人員不足が問題とのことであります。グループホームの宣伝不足もあり、広く知られ  
ていないということもあり入所が少ない原因として反省しており、今後の課題とのこ  
とです。

また、役場包括支援員の不足のことも話が出ておりましたので、この辺もどうなの  
かよろしく願いしていきたいと考えておりますが、この辺いかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） どこもここも今人手不足という状況でして、お話されること  
は十分理解はするのですが、対応する方がそう簡単に見つからないというのが実  
状です。

くりん荘という名前で共和でやっておりますけれども、そこも含めて今までなかった  
んです。それを地方創生の取り組みの一環としてやり取りをしながら、ようやく船橋  
市に在住の方が来られまして、そこで株式会社をつくって、そういう運営を始めてい  
ただいているという状況であります。ですから、ちょっと前から見れば進歩している  
というふうに自分たちでは認識しているところであります。それよりさらに求めてい  
くということは、やはり当然あり得ると思いますけれども、それはすぐにお答えでき  
るような、対応できるような状況にはそう簡単ではないという認識をしております、  
ただ、そこに向けては人員配置をどんなふうにしていけば、どこを話し合って、ど  
こからそういう人たちを見つけ出していくかだとか、どういうふうに育てていくのか、  
本来はその会社がやるべきだというふうに思いますけれども、そこに行政としてかか  
わり方、支援の仕方というのを検討し、進めていくということになると考えています。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君）〔登壇〕 今、その中で指導員が障がい者を例えば丸玉とか、サンマルコさんとか、そういうようなところに指導員とともに行きまして、そういう作業を支援するという方法、その辺の養成講習会とかそういうのはどうなのかということもちょっと教えていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 養成講習会というか、それは今日初めて聞きましたので、それをどんなふうに具体的にして、どことどこが一緒に行って、どこの会社に行って、そして可能かどうかということも会社の受け入れが必要ですので、そういうことができるかどうかという話はまず進めてみたいなど、その結果、できるかできないかというのはまた次の段階で出てくるかなと思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君）〔登壇〕 了解しました。ひとつよろしくお願いします。

次に、二つ目の障がい者の生活支援体制の充実で、現在考えている具体的な取り組みについてですが、障がい者の方とお会いする中で、また町が実施したアンケートの中でも次のような要望が出ています。最近、御主人を亡くし、一人住まいをする今年80歳になる視覚障がい者のおばあちゃんですが、子どもは町外に住んでおり、緊急なときは来てくれますが、仕事を持っておりいつも来ることはできません。一緒に住むことを進めてくれますが、子どもの家庭事情を考えると、私のように手のかかる者が行くことは簡単なことではないことがわかるので躊躇します。また今は、全く目が見えないのですが、以前は見えていたので家の中は大体わかるので、ある程度のことはできています。ヘルパーさんも来てくれるので本当に助かりますと言っておられました。その一方、過去に広報誌等をテープに落とし、持って来てくれたとのことで、それを聞くのがすごく楽しみであったと聞いています。最近はなくなったのですごく残念です、もし復活してもらえれば助かりますと言っておられましたが、この考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） テープで広報をお知らせをしていたというのは私も承知しております。その受け入れの機材や何かの状況が変わってきているかと思えますけれど

も、どんなふうに復活してやるかということ、それは目の不自由な方がやはり町の様子というのを、こんなふうに進んでいっているんだとか、こういう取り組みがあるんだなということを知っていただくということは大変大事なことだというふうに思いますので、それはまた検討させていただきたいと思います。経過について、もし担当のほうで何か承知していることがあればお願いします。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） 私のほうが確認した中では、社会福祉協議会のほうが十何年前にボランティアの方がそういうことをしていたということをお聞きしたのですが、もうやめてから十何年経過し、今の事務局長も過去にはあったということぐらいしか承知していないということで聞いております。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） [登壇] 了解しました。ぜひその辺も第2期津別町障がい者計画で情報コミュニケーションの推進の中に、障がいの特性に応じた情報伝達手段を提供し、情報格差の縮小に努めますとありますので、ぜひその辺も人員不足とかはあるかもしれませんが、そういう場合にはボランティアにお願いするとかの方法もあると思いますので、ぜひその辺も検討をお願いしたいと思います。

もう一つ、障がいの津別に対する施策の要望として、平成26年10月及び平成28年9月に実施したアンケートにも載っていますが、五差路や病院前に音の出る信号機があれば安心しますとありますが、これに対する考えをお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほどの広報の伝え方につきましては、議員も今おっしゃられたとおり、今ポイント制度でボランティアの方たちにも活躍してもらっていますけれども、いわゆる広報を読んでいけばいいわけですね。それを読んだものを収録して、そしてお届けするという、そういうのをボランティアの方にやっていただくということもこれも十分可能ではないかなというふうに思っているところです。

音の出る信号機については、これは公安のほうで設置することになってきますけれども、そういうその後どういうふうな対応をしてきたかというのはちょっと承知しておりませんので、何か経過がわかれば伝えてほしいと思います。



○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） すみません。その音の出る信号機の関係とかはちょっとわかりませんので、これから情報を集めたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） 〔登壇〕 その辺も一つよろしくお願いします。

次に、社会参加としてスポーツ文化活動の振興の中に、障がい者の健康づくり、障がい者同士のスポーツ大会、障がい者やその支援者が実施するスポーツ活動に対し、活動の場を提供するなど支援を行いますとありますが、スポーツトレーニングセンター等の利用を無料、または割引くことはできないか伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは議員、2番目に入っているのでしょうか。

（「はい」と言う声あり）

○町長（佐藤多一君） 1番の続きというふうに考えてずっと答弁していたわけなのですが、いずれにいたしましても、今、第2期の津別町の障がい者計画、これは来年度で終わります。それから第5次津別町総合計画、これに合わせて来年度で終了するわけですが、障がい者など身近な地域で生涯を通じて、自分で選択して必要なサービスが受けられる支援体制、こういったものに必要な人材の養成だとか、それから確保に今後も努めてまいりたいというふうに思っています。

実際には、第5期の障がい福祉計画、それから障がい児童福祉計画、これは32年度まででありますけれども、これに基づきまして可能な限り進めてまいりたいと思っています。今話が出ましたトレーニングセンターの無料利用についても、この場ですぐお答えすることはできませんけれども、そういったことその他町村の例等々も見ながら考えてまいりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） 〔登壇〕 了解しました。ひとつよろしくお願いします。

次に、三つ目のまちなか再生計画の中で、障がい者の住みやすいまちづくりとの関連で計画しているものがあるか伺います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） まちなか再生計画の中で、特に障がい者を意識してこれ、これというものはありません。ただ、ご承知のとおり、議員もお持ちだと思いますが、この再生基本計画、これは今回もまちづくり懇談会においてそれぞれ説明をさせていただいたところでありますけれども、ここにもありますとおり、基本方針の一に「だれもが安全で安心して歩いて暮らせるコンパクトなまちなか」ということを項目の中の基本方針の四つの中の一つに入れております。ですから、だれもがということは、障がいがあるとかないとかというかかわりなく、そういう観点で今まちなか再生を進めていきたいと考えておりますので、網羅されているというふうにぜひ考えていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） [登壇] 先ほどちょっと触れましたが、特定非営利法人 津別町手をつなぐ育成会が運営するパン工房クレシェは、民家を改修し作業、販売を行っています。改修から8年が経過し、当初言われていた10年には後2年となりました。そんな中で、現在障がい者6名ですが、将来的に10名を見込んでいます。作業場としては手狭であり、さらに店頭販売に関しても一条通りは人通りがなく、週に1回さんさん館にて販売している状況にあります。このような中で、大きなくりとして述べられていましたが、まちなか再生の計画では、町のにぎわいや図書館、商業施設、福祉施設が検討されており、それぞれこの施設にはバリアフリーも検討されることと思われれます。できれば再生計画のコンセプトといたしますか、大きな柱に障がい者の問題を取り上げてはどうでしょうかということでございます。

高齢者が歩いて生活できる町として、公営住宅を建設しましたが、同じように障がい者が生き生きと活動できる町として、まちなか再生の計画に組み込めないかという提案でございます。先ほど地区懇談会で説明された資料でも説明を受けておりますけれども、町長の考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 行政のほうとしても障がい者の就労の場所というのは、少しずつ拡大していこうということで進めているところです。先ほども申し上げたとおりであります。例えばクレシェさんも一条通りにつくるというときも、こちらのほうに

もご相談があつて、本当にそちらのほうでいいのでしょうかというお話もしたことがあります。やはり町民の方がパンを買いに行くのにもちょっと離れている所になりますので、行きづらい部分もあるのかなと思います。そういった中で、さんさん館がありますので、そこで販売をされてはどうかということで、今も販売されていますし、そして拡大して津別病院や役場のほうにも販売に来ているということでもありますので、そういう場所の提供というのも、これまで進めて、そして津別病院もそうですから、病院の理解も得られているということであると思います。そんな中で進めております。

今進めようとしているまちなか再生の中では、先ほども申しあげましたように、どなたもという観点でいます。今当然もうバリアフリーだとか何とかというのは今常識的には当たり前の、バリアフリーというよりも今はユニバーサルデザインと言われていきますので、そういう観点で基本設計をやる所も当然入ってきます。これから進むにつれて、ご承知のとおり役場の正面玄関の所は、いきなり高い歩道の段差があったり、でこぼこの状況がずっと続いています。そういったところも含めて道道や国道に関するところはこれから出てきますので、やはり先ほどの目が不自由な方も含めて、あるいは車椅子で自分の力で動いていくとか、そういうときに支障にならないような、そういうことも当然考えていかななくてはなりませんし、そうしてほしいということで道道の管理者や国道の管理者にもこれからお話を具体化すれば進めていくことになるかと思ひます。そして、そういう方たちが例えば複合商業施設とか、そういう中で仮にパンだとか、そういうクレシェだとか、どんな形で入れるのか、あるいは希望されているのか、それはまたそういうところが今コンサルを含めてさまざまな所に出向いて行ってお話を進めていますので、まずやろうとしている人たちの意思とか、規模とか、そういう確認、それがまずしっかりできて、それに対して町としてこの基本計画の中でどういうふうに組み入れていくかという形になっていくのではないかなと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 8番、巴光政君。

○8番（巴 光政君） [登壇] 障がい者を取り巻く環境や考え方は以前に比べ大分進んでいると思ひます。しかし、津久井やまゆり園で起きた元職員による悲惨な殺

傷事件を見ると、障がい者を敵視する考えが浮かんできます。戦前には、旧優生保護法で障がい者が障がいを理由に強制不妊手術が行われ、障がい者の人権が侵害され現在裁判になっています。

国際的な障がい者権利条約の大事な柱の一つである合理的配慮を行わないことは差別であるなどを盛り込み、平等な社会参加のために必要な支援を権利として保障することをうたっており、障がいを理由とした不利益は社会全体で支える、障がいの有無にかかわらず、すべての人が安心して暮らせるよう、福祉サービスは無料で提供する、これが国際社会の共通の原則です。

津別町障がい者計画でも、これらを考えると、もう一步津別町の障がい者の生活を進めることができないかと考えます。その具体的な一つにクレシェを町の中心に移して、障がい者の働く場所として工場やお店を提供するとともに、障がい者や高齢者、町民が気楽に交流できる場所の提供を考えてみてはという提案をして、私の質問を終わります。

何かあればよろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ご提案ということでありますので、またお話を検討させていただきたいと思えます。先ほども議員のほうからも出ておりましたけれども、やっぱり障がい者が皆さんと一緒に地域で暮らせるということは非常に大事なことで、その視点が一番大事かなと思えます。

ただ現実には、この間もいろんな事件がありましたけれども、その障がい者といっても身体障がい者の方もおりますし、知的障がいの方、それから精神障がいの方、そしてその中でもそれぞれが重い、軽いも含めてかなり重度な方だとか、さまざまな段階というか種類によってあるわけです。それらの方たちに面したときに、対応する町民の方というのは、何というのか大きく受け入れるという状態にも至っていないというのも現実かというふうに思えます。そういうふうに言葉ではみんなが暮らせるということは理解できるのですが、いざ実態となると、やはり拒否反応が出てきたりとか、それからちょっとなじめないとか、いろんなことが今度関係性の中でいろんなことが出てくると思えます。それらを解決していったり、それがやむを得ないねと

か、当たり前だねとかという水準のところまで持っていくというのは、相当な時間が必要になってくるだろう、あるいはなかなか難しくてずっと永遠の課題になってくる可能性も秘めていると思いますけれども、ただ、そういうものに対してだれもがという観点を忘れないで、そこに向かっていくということだけはしっかり進めていく必要があると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

昼食休憩 午前 11 時 48 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、1 番、篠原眞稚子さん

○1 番（篠原眞稚子さん） [登壇] ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告した件につきお尋ねします。

ひきこもりに関連しては、8050ということで以前質問をしておりますが、そのときは、50代になった息子と高齢になった親との間での出来事が当時の新聞に出ていたため大変な状況だなというふうなことを思い、それからまだ1年経っていないので同じようなことになろうかと思いますが、30年には内閣府なんかでもひきこもりの予算を立てて実態調査をしているというようなお話もありましたので、今回ひきこもりについて再度質問をしたいと思います。

俗に言うひきこもりですが、6カ月以上にわたって社会参加、家から出ない状態が続いているというふうに定義がされているようです。ひきこもりの原因にはさまざまあるかと思いますが、統合失調症やうつ病、強迫性障害など精神疾患や発達障がいを持つ人がひきこもりになることもあれば、特に疾患のない人などもなることがあると言われています。学校でのいじめや人間関係、職場での不適合など家庭以外での場所で活動することに耐えられなくなり、緊急避難的に自宅にこもってしまうというふうなことのようです。

そこで、今回、津別町の現状について、前回聞いておりますが、その後数などの調査がされて現在どのような状況になっているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 篠原さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） ひきこもり者の数と実情でございますけれども、本年3月定例会の一般質問でもお答えしたとおりであり、ひきこもりに限った調査は実施しておりません。ただ、相談件数を基礎にして、第1期地域福祉計画・第4期地域福祉実践計画、来年度でこれは終了いたしますけれども、そこにおいて30名前後と推計し、年齢の高いひきこもり者が多いという傾向が伺えると計画上載せているところです。

また、平成27年度に13自治会を対象に行った地域総合支援型自治体推進モデル研究事業の調査では、約2%が長期にひきこもっており、そこから町全体ではおおむね50名ほどになるのではと推計しているところです。

先ほど議員もおっしゃいましたとおり、ひきこもりの定義につきましては、さまざまな要因の結果として社会的参加を回避して、原則的には6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を示すものとされておりまして、それぞれに原因も程度も異なる状況になっているというふうに考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕先ほど話したように、全体が50というような数字で、これは推計なんですけれども、今年度、内閣府で特にひきこもりの調査をするための予算をつけているというような、ちょっとネットか何か読んだものを書いてあったかどうかわからないのですが、それを受けて改めて今町長の答弁ですと、以前のそれにかかわっている人と、あるいは自治会の中などで、それと全体的に言われるので50というような粗々な数字が出たんですが、それをもとに津別町にもそういう調査をしたらどうかという予算付きできたのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 内閣府で予算がついたのかどうかと、ちょっとそれは担当のほうからまたお答えしたいと思いますけれども、仮に調査をするにしても非常に難し

いことがたくさんあると思います。どういう対象の人をどんなふう、何から選んでやっていくのかというようなことです。それと、そこに調査に来た人が、その情報はどこから得たのですかというか、なぜ私のところに来たんですかと、そういうやりとりが当然場所場所によって想定されてくると思います。そういうことも慎重に考えていくと、一斉にやるということは、ちょっと難しいのではないかなというふうに思います。そういう中で先ほど言いました13の自治会の中から、これは聞き取り調査として、亡くなられた岩間先生とうちの保健福祉の関係、それから社会福祉協議会、皆さんとで入り込んでいって調査をした結果、そこから推計される数字というのを割り出して、そういう方たちとも今コンタクトをとっている部分もありますので、そこからまた改めて今調査を行うというところは、そこまでは考えていない状況です。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] ひきこもりというのが全国的というか、年々増えてきているというのがあって、実態を国のほうでもというふうなことなのかなとも思います。推定が50で50なのか、もっと少ないのか、もっといるのか、それから今町長の答弁にもありましたように、一斉調査するような性質のものではないのも、そうかなというふうにお話を聞いて感ずるところですが、やはりできるだけどういう範囲であるかというのは、さまざま個人のプライバシーの問題もあるんですけども、何年たっても、もし推計の域を超えているのであれば、何かもっと踏み込んで調査をし、そして次につなげていくようなことが必要ではないかというふうに私は考えております。

それで、今実態調査はなかなか難しいというのがありましたので、今後については津別町に合ったというか、すごく多いところで雑にということではないのですが、津別だと人口が少ないので、例えば自治会の人は何となくそういうようなことじゃないかというのを把握して、包括だとかあるいは保健師さんにお話ししているというのも、他の町ではなく津別にはあるのかなというふうなことも考えられますが、まずそういうひきこもりになっていると思う人たちとか、あるいは家族とか、周りの人が第一義的にどこに相談に行っているのか、窓口を設けそれとなくこういうところに相談をくださいというふうなことの呼びかけというのでしょうか、そういうことがされている

のかどうかお尋ねします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは先ほど言いましたとおり、二つ目のご質問と関連してくるのかなと思いますけれども、窓口については役場の保健福祉課だとか、それから包括支援センターということになります。それと、今不定期になりましたけれども、いわゆる居場所をつくっておりますので、そこが窓口になるような形になっております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん） [登壇] 窓口が役場の保健福祉、そして実は私も去年になるのでしょうか、居場所もできて何となく悩んでいる方がそこに足が向いていけばいいなというふうに思って、事業としてはよかったなというふうに思っていたのですが、実はやっぱりひきこもっているから、ぜひどうぞという居場所というか建物を建てて、そこにということではゼロではなかったらしいのですが、なかなか難しかったというのが実情のように聞いております。

それで、毎日人も当時開設したときには、支援員という人もいたかと思うのですが、もう少しまくすれば、その方がやめないで、もっと続けられたのではないかなというふうに感じました。必要だから必要な居場所をつくったんだけど、なかなか仕事の分担というのか、そういうのが積極的にかかわりたいと思ってそういう窓口の仕事をするようになったんだけど、なかなかだし、そして箱はつくったけれども、そこに連絡すべき電話がなかったりとか、あるいは多分その方はパソコンとかもできて、いろんなものをつくって情報発信をしたいというふうに考えていても、なかなかできなかったというふうなこともお聞きしました。それがだれのということではないんですけれども、やはりできたから、そこに人が行けばそれで終わりということではなくて、長く続けていくためには、もうちょっとせっかくできたんですから、横のつながりというのか、それが保健師さんなのか、社協なのか、包括なのか、いろいろあるかと思いますが、お勤めされていた方は、何か聞いているところでは、孤立しちゃっているような、そんなふうな思いを受け止めたような話を聞きました。非常に私はせっかく動き出したことだったので残念なことだと思いました。そうい



う専門職でなきゃだめだと、今日もいろいろ人手不足のお話がありましたけれども、ここは例えば専門家の条件が満たされないとできないのであれば話は別ですけれども、例えばいきいきポイントとか、いろんな形でボランティアをしたいという人もいますし、何かそういう扱いというのか、そういうようなことがサポートできる人材というのを専門職以外にもしできるのであれば町民の中でいろんな、話は全然違いますけれども、市民後見みたいにすると結構人が集まっていろいろ勉強をするので、呼び掛けをして、ある程度の勉強をすれば閉めておかないで続けていけるのかもしれないので、次に向けてはそういうようなことも検討しながら、できるだけ専門職がいなかった場合の手当の仕方等も考えていってもらえればと思いますので、その辺のところをどんなふうにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ちょっと確認ですけれども、②に入っているということによろしいですね。

これは、先ほど窓口のお話もしましたけれども、②の二つ目のポチがありますけれども家族への支援状況というか、そこら辺も含めてということによろしいでしょうか。

（「はい」と言う声あり）

○町長（佐藤多一君） まず、ひきこもり者への支援状況ということになりますけれども、先ほどもお話ししましたとおり、支援の窓口については、先ほどの役場や社会福祉協議会もありますけれども、平成29年12月にひきこもり者に対する居場所を開設しましたけれども、本年5月末で支援員が退職したため現在は不定期に開所している状況であります。また、これまでひきこもり者の名簿につきましては、福祉担当部署で管理いたしまして、相談業務については、健康推進担当部署、それから包括支援センター、それから社会福祉協議会が連携して行っていますけれども、家族とは話ができるけれども、本人と話ができないという案件も含めまして、平成27年からこれまで14件の個別対応を行っているところであります。

先ほどお話もありましたけれども、やり方の問題、今後の対応も含めてあるわけですが、先ほどの保健福祉課、あるいは社協と今年、ひきこもり支援居場所運営委員会というのを開いて、一度だけと聞いておりますけれども、そこで今後どうして

いくかというようなことを含めて議論を今されているというふうに聞いておりますので、そこでまたいろいろな方向論等が出てくるのではないかなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん） [登壇] ちょっと前後して申し訳ありませんでした。今具体的な数字で27年には14件の個別対応をしたということなんですが、なかなか当事者じゃなくて家族ということなんですが、家族とまだ面談というかお話ができれば家族の人のストレスというか、いろんなものが和らげるのかなということで、本人がもしいなくても今のような対応の仕方を続けていっていただければ非常にありがたいかなというふうに思います。というのは、一般的にひきこもりというようなことの、一般的な社会的な見方というのは、何となく本人が怠けているだとか、いろんな状況があるのですけれども、あるいは、親が甘やかしたとか、そんなようなことで、もう相談にも行けないとか、そんな人ももしかするといふのかなというふうなことから、どっちがどうと、本当は一緒になって相談に来ていただいて、そしてその人の今後についてじっくりそれぞれのケースに合った支援ができれば一番いいのかなというふうに思いますが、まず社会の目みみたいなものを家族支援の立場から引き続き今のようなことも続けていっていただきたいなと思っています。

今津別町の状況ですと、今年度から月3回というようなことで、それとそういうようなことも関心のある方はいろいろ見ているだろうし、こういう連絡が割と広報にどっと入ってきたりとか、その都度になるので、なかなか全部1回目の月末の広報誌にたくさんのいろんな情報が入ってくるので、何かそういうような方向けに届くような、別の連絡の方法というのがあるのであれば検討していただきたいというふうに思います。ただ、先ほど町長の答弁の中でも、自治会を通してもしリストアップすると、家庭訪問みたいなのをすると、その人がもしかするとあまり知られてないというようなことであれば、そこでまたうまくいかないという面もあるかもしれないので、それはそのリストされているところの家族の状況だとか、周辺の状況だとか、そういうものを加味した中で本人と家族の支援を続けていっていただければというふうに思います。

状況と今現状についてお尋ねしましたので、三つ目の支援に関する今後の町の新たな施策があったとすれば、今までの幾つか私も承知しております。増える傾向にあるというようなこともありますので、新たなひきこもりに対する施策があれば教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ひきこもり者に対します町の支援でありますけれども、先ほどの居場所、ここに支援員を常駐させるということは人材確保が大変厳しい状況にありますけれども、新年度からは開所日数は月に3日程度といたしまして、まずは居場所が認知されるよう広く周知する考えであります。ひきこもり者の支援につきましては、家族支援の段階から個人的支援の段階へと進んでいって、その次に中間的就労の場として集団との再開段階という段階を経て、さらに就労を準備する社会参加の試行段階へと進むというふうにされているところでありますけれども、これらに対するこの段階を町でも先ほどの14件含めて踏んでいっているわけでありまして、実情はそれぞれの段階において行ったり来たりがあります。ようやくここまで来たなと思ったら、また後戻りをすると。また、行っては、また後戻りをするという、そういう行ったり来たりがありまして、思うように進まないというのもまた現実であります。とはいえ、今後におきましても、関係組織と連携を図るとともに、この間の新聞にも記事となって出ておりましたけれども、これまで21回に及ぶ「脱ひきこもりライブ」、これを開催している船橋市のカウンセラーとも関係を密にいたしまして、ひきこもり支援の取り組みを、今後とも取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん） [登壇] それぞれ社会復帰させるまでには、最終的な目標は多分就労ということなんじゃないかというふうに思っていて、行ったり来たりもあるし、なかなか難しい問題もあるかなというふうに思いますが、今ありました毎月ひきこもりライブなんかも、最近の何回かは行ってなくてわからないのですが、もっと本当は出て来てほしいというふうに行っていて感じる面もあるのですが、それはちょっと欲張りな話なのかもしれませんし、その人がライブだけでなくされていることもあるんだというふうに思うのですが、そこら辺のところはライブの下にも書い

であったのかもしれないのですけれども、今度来るというようなことが当事者の人たちのところに、1回ライブに来ると、その次の日とか前日だとか空いた時間にどのぐらいのカウンセリングを今までに、もしされている実情とか、そしてそれは来年度に向けても同じような事業を続けていくというふうに現状でお考えなのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 山田さんという方がライブをして、自分の経験を通して今そういう活動をされて、これも地方創生の事業の関連の中で生まれてきたものでありますけれども、得難い人材を得たということもあります。個別の話し合いだとかというのはあるように聞いております。たまにうちにも晩飯食べに来ないかいということで何度か呼んだりしたこともあるのですけれども、何人というふうには正式には聞いておりませんが、かかわった人に徐々にいろんな話をしあって、進めているお話は何っているところです。それらのところをこれからも引き続いて協力をお願いしたいなというふうに思っているところです。

それと、先ほど議員のほうから、そういうふうにももちろん担当職員のほうもこれまでかかわっているわけなんですけれども、そのことによって、そういうひきこもりの方をお持ちのご家族にとって、ストレスがかなりなくなるというか軽減されていくということが確かにあると思うのですけれども、ただ、もう一つ首長と言いますか役場の事業主として職員のことを考えていくと、そういう受ける側の方たちもいますけれども、それに対応する職員がもちろんいるわけです。ここが先ほどの行ったり来たりがあります。ようやくここまできて、そして行ったら達成感ももちろん職員も持つわけなんですけれども、また戻ってしまうと、いわゆるがっかり感も相当激しいものがあります。そういうことがたくさんの人をそんなに職員もたくさん対応する人間がいるわけではありませぬので、その人間が今後逆にストレスを抱えていくというか、そういうことも一方でやっぱり考えていかないとならないかなと思います。要望されることは非常にわかって一生懸命職員もやっているのですけれども、みずからもやっぱりそういう対応の経過の中で、心身がいろいろ影響を受けてくるということもないことはないと思いますので、それらも含めて総体的に見ながら対応してまいりたいと思

います。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 おっしゃることよくわかりました。せっかくおいでになっていて、外の評価というのは、何をしているのかわからないみたいなどころがあって、非常にもったいないというか、そんなような気もしていますし、もう1月のポスター、何日に今度のライブがありますとポスターを張ってくださいというふうに、びーとの方が来ているのですけれども、そういうのを含めると、そういうことへのそうでない人の理解というのも増やしていく必要があるかなと思いましたので、できること、来ている人も受ける人もせっかくの事業ですので、やっぱり後味がよかった、また続けてほしいなというようなことのちょうどいいぐあいを見ながら次年度にも続けてほしいと思います。地方創生はいつまでもいつまでも続くものではないというふうに、予算が。その期間が過ぎてしまうと何だったんだろうにならないような形で、引き続くと、だんだんそういうファンが増えていくのではないか、それがひきこもりとか今現在生きづらいというふうに感じている人たちに何かヒントになればいいかなと思いますので、その辺のところよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 地方創生のお金が貴重な財源で、それを使わせてもらって、これに限らず今さまざまな事業を展開しているわけですが、そういった中で32年度が終了すれば、すべてが元の木阿弥というようなことにはしたくないと考えておりますし、あとは、どういう財源で、もしかするとまた国は新たな財源を用意していくのかもしれないし、それがなければまた町の今の財政状況を見ながらどこまでどうできるか、これは継続すべきであるとか、これはいったん中止しようだとかというのが全体的に出てくるかと思ひますけれども、この部分については議員のご質問の部分については、やはり32年度以降も考えていく必要があるだろうなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 地方創生の話で、一気にしてやれなかったら

どうなるんだろうという例えで、何でも言われてどんどんどんやった結果が夕張市みたいに、あるお金をどどん使ってそれがなくなったというような話もあるところで大学の先生がおっしゃっていたこともあるので、すごく地方創生は使いやすく、そしてとりかかりができたので、全部が100、その後もずっと続かないかもしれませんが取捨選択し、やっぱりここに住んでいる人たちが1人でも長く安心して暮らせるような方向でぜひ次年度も進めていってもらえればというふうに思います。

次に、進みたいと思いますが、これもなかなかデリケートで聞きづらかった問題でもあるんですが、調査ものの教育委員会のほうの不登校について質問を移したいと思いますが、15歳以上で不登校でひきこもりになった人の68%ぐらいが小中学校のときにひきこもりであったというような調査もありまして、バツバツと切るのではなくて、やっぱりどんな生き方をしてきたかとか、どんな生活をしてきたかというようなことが将来ひきこもりにもつながっているというような記事や記述されている論文等もあります。

現状、津別町の小中学生、ひきこもりと同じような数字では不登校は扱ってないように思います。ちょっと見ていたら長期で30日ぐらいの長期欠席している人がどれぐらいいるのかというような調査ものもあるようですけれども、その辺のところを踏まえて津別小中学校での子どもたちの不登校と言われるような子どもが存在しているのか、あるいはその子どもたちに対する対策、そんなものがあればお尋ねしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） それではご質問いただきました小中学校における不登校の実態と対策の状況はどうなっているのかについてお答えいたしますが、プライバシー保護のため具体的にお答えできないことがありますことをあらかじめご了承くださいと思います。

各学校には、毎月7日以上欠席者の報告を求めています。この10年間の傾向ですが、中学校におきましては毎年複数の生徒が体調不良や精神的な不安のため長期間欠席する状況にあります。ここ数年は人数の多い傾向が続く憂慮しているところです。

登校できたり、できなかつたりを繰り返す状況の中、担任や副担任等が計画的に家

庭訪問し、保護者と相談し、生徒の一人一人の体調の変化や興味関心に応じた働きかけを継続することにより、学校行事前後の登校や修学旅行への参加、部活動への参加等、一時期だけでも登校することができているケースや、高校受験を目指して登校を再開することができたケース、保健室登校につなげることで改善につながったケース等があります。

学校では担任一人に任せっきりにせず、学年担当の教職員や管理職、養護教諭、学校巡回教育相談員を含めたサポート体制をつくり、一人一人に応じたアプローチを試みております。学業取得の対策につきましては、担任、副担任、教育相談員等が家庭訪問の際に学習プリントやテスト用紙を持参し、問題集等の自学結果を確認するなどの手立てをとっております。登校が再開できれば、それぞれの状況や課題に応じた補充指導の実施等、柔軟に対応したいと考えております。

このように学校におきましては、担任をはじめ校長も教頭も教職員全員が欠席中の当該生徒の心に寄り添い、家庭訪問を積み重ね、顔を合わせて会話をし、保護者も医療機関のアドバイスを受けるなど、さまざまな手立てを模索しておりますが、残念ながら十分な改善に至っていないのが現状です。

当該生徒一人一人の心に寄り添いつつ、新たな長期欠席者を生じさせないことも重要な対策であり、そのためには不登校についてはどの子どもにも起こり得ることとしてとらえ、自己有用感を高める授業や生徒指導、部活動始動を充実させ、生徒の学校生活を有意義なものにしていこうと、校長を先頭に全教職員が指導にあたっているところです。

なお、小学校につきましても、体調不良や精神的な不安等のため学校を休みがちな児童が複数おります。学校と保護者、及び家族との信頼関係を基盤に、体調不良を訴えたとしても欠席を長期化させず、連続した登校につながる指導に努め、登校できたり、できなかつたりを繰り返しながらも少しずつ改善の方向に向かっていると把握しております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 不登校について質問しようと思ったことなん

ですけれども、実は不登校サロンというのを北見市で実施しているようなんです。これもさっきのひきこもりと同じようで、聞くところによると私は実際に行っていたわけではないのですが、津別の方も子どもが登校しなくなって非常に困っていたというような相談をされているというような話を伺いました。あまり長期不登校の子はいないんじゃないかなぐらいにしか思っていなかったのですが、この機会にどのような状況になっているのか、そしていけばどんな対策がとられているのかというのを、大人のひきこもりと合わせて、子どもは先ほどの話じゃないですけど、小中学校、一番先は15歳というのだから高校に入るところがひきこもりになる一番大きな節目というのか、そのところをうまく乗り越えていかないとひきこもりになり、そして40代ぐらいになると、もう長期化して何年もひきこもってしまうというふうな一連の流れみたいなのがあるということなので、8050のときにも小中学校の不登校をできるだけ出さないようにと、みんなそのつもりでやっているんだらうと思うのですが、そういうような実態があるというようなこともありましたので、特に今の時期に中学校の実態とか小学校の実態をお聞きし、そしてできることがあればみんなで考えていくというようなことが必要かなというふうに思い今回質問しました。

今教育長から中学校のほうが多いというようなお話と、それからどんな対応をされているかというようなことで、ほぼ言われていることは、一般的にと言うと変なんですけれども、該当する1人ずつの子を学校全体でサポートしていくというふうな体制になっているんだらうというふうにお話を通じて、小学校も中学校も感じとったところなんです。やっぱり踏み込むというのが非常に難しいのだらうと思います。津別にも教育相談員がいらっしゃるのに、違うところに相談の目を向けていくとか、何とかホットラインとかもいっぱいあって、そういうふうにとんどんと外に向けていろいろ相談をしていっているのであれば、やはりプライバシーを侵害しないような形でなんとか手を打っていくというようなことが必要じゃないかと思います。特に中学生だと高校受験、それから将来の就職とかに向けて非常に学力とかそういうもので困るのではないかというふうに感じています。さっとは聞いたのですけれども、特に子どもたちのための高校でも学び直しとかがあるのであれば、中学校でも不登校の子どもに対して、そういう不足する部分での手当てというのが具体的にされていけば、どんな



のがあるか教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 休みの多い生徒に対しての補充指導の部分ですが、先ほどお話をさせていただいた家庭訪問のときの学習サポートという部分に今のところ手立てをとっている状況であります。なかなか登校に結びつかない部分で学習刺激、登校刺激を与える部分もいかなものかという部分もありますので、慎重に対応させていただいているところであります。

確かに学業の遅れというものは、進路選択上の不利益ですとリスクがあるわけなんですけれども、今不登校というものをとらえるときに、学校に登校するという結果だけを目標とするのではなくて、大きく先を見通して、その生徒が社会的に自立することを目指す、そこを大事にしたらどうだろうということが最近の文部科学省の通知等にも記されてきている部分であります。社会的自立を目標とするのであれば、学校という同世代の児童、生徒とのかかわりが苦手なのを無理に登校させるということはどうかということで、逆に考えれば不登校の時期が、例えばその生徒の休養につながる時期であるとか、自分自身を見つめ直す貴重な時期であるとか、そういうふうな観点から考えると、その生徒にとって今の不登校の状況が決して不都合なものではない。今必要な時期なんだというふうな考え方にとらえれば、周りの大人がどのようにかかわってあげるかということが大事だというふうに思います。勉強だけではなくて親も含めて、教師も含めてその生徒に寄り添って、その生徒の可能性ですとか、得意なところだとかを十分に伸ばしてあげて、特に本が好きな子であればたくさん本を読む機会であってもいいと思います。そういったその生徒にとって自分の好きなことを思う存分できる、そういった期間としてとらえて、周りの大人が適切に接してあげること、それが大事だろうと考えているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今文科省の方向が変わっていったということではないんですけれども、あるときは不登校がものすごく社会問題になり、一時期では行かないのもというか、学校に行かせないのもというようなお話もそのときもあつ

たかなというふうに思います。15歳までの生き方と、それ以降はすごく長いので、要は社会に何とか出て行って、自立して生活できるような子どもを育てていくというのが多分大きな目標であれば、むりやり嫌だ嫌だという子を無理に連れて行って、学校に座らせておいて何もということではないかもしれないし、それはいろんなケースで難しい問題かなというふうにも思っています。ただ、そこまでの生き方が、やっぱり将来に大きな影響を及ぼすのではないかというふうに思いますので、個別の対応とその子どもが自立して社会に行けるようなそういうもの。それと、なかなか津別町の中では、窓口がありますよと言ったり、支援の方法もありますというふうに言っても、なかなか難しいのであれば相談方法が違うものもあっていいのかなと。ずっと行こうと思っても近くでいろいろわかるような状況だから、プライバシーは守れる、相談プライバシーは守れるんだけど、近くのところ相談できないというような人の対応というのがどうなのか。それは津別町でこういうのがありますとすることがいいのか、あるいは、何でもできますよというふうなことをして、子どもがあまりストレスになるのかどうかわかりませんが、親は相当な心配とか悩みとかを持っているんじゃないかと思しますので、そこの辺のところの親のいろんな気持ちを和らげるというか、そういうようなことで別な形で、こういうことになったらこうだというようなもの、わからないような親のサポートをできるような、そういう取り組み、全体としてやるような取り組みがあれば、そういうのも続けていっていただければ親にも子にも、これからという意味で勉強になるんじゃないかというふうに思いますが、そういうようなところで何か思いあたるとか、こんなのがあるんじゃないかというのがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 昨年度から教育相談員を各学校に出向いていくようにして、訪問型の教育相談員体制を進めて2年目になります。さまざまなこういった不登校関係の家庭訪問ですとか相談事には教育相談員がかかわるようになってきています。保護者の方も訪問型教育相談員の活用というものをさせていただいている状況であることをまずお伝えしたいと思います。まず、いろいろな相談できる箇所がたくさんあったほうが良いと、これはまさにそうだと思います。ただ、現在私どものほうで行って

る教育相談員の派遣は1人でありまして、また、各学校管理職への相談、それから養護教諭の相談、これまでどおりなんですけれども、また新たな相談方法等あるだろうと思いますが、今後各市町村、特に北見市あたりでは大きな人数を抱えておりますので、さまざまなこういった不登校関係の手立てを先行事例として持っていると思いますので、調査していきたいというふうに考えております。

いずれにせよ、登校に至らない、要するに不登校がよくないこと、問題行動だということではなく、決して問題行動ではないというふうを受容して受け止めて接してあげる、そういった姿勢で接していかなければならないというふうに思っています。これがなかなか一般的には、学校には行くべきだという今までの概念はありますが、そこを変えていく、登校に至らないことは決して問題行動ではないということは、やっぱり周りの人たちが理解してあげて接してあげることが必要だなというふうに改めて感じたところです。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] この間、手をつなぐ育成会が主催する特別支援教育に関する大学の先生のお話を聞き、別に不登校の話ではなかったのですが、どんなことがあってもやっぱり学校と、それから地域に不登校のことも理解する。年齢層が高いと学校は行くべきだというふうに思っている人がたくさんいると思うのです。どうして行かないんだろうと。なかなかそういうふうになっていくと、やはりそれがいいということではないんですけれども、どんなことでも、やっぱりその子が住んでいる地域がそういうことに対する理解、発達支援なら発達支援とはこういうものだという理解。それから不登校とか、そういうものに対する理解というものもないと、なかなか難しいという話をされておりました。断片的に今日は何とかの話とか、そういうのではなくて、今子どもを取り巻く環境というのは、それぞれ世代ごと、地域ごとでも違うかもしれないし、よくわからないのですが、いろんな話を聞かなかつたら私たちがやっぱり学校は行くべきだ、どうして行かないのということになりがちだと思うのです。その子も外に見えないと、みんなができることを普通にできない場合に、どうしてできないんだろうというふうになって、なかなかその子の特性とかと言うらしいのですけれども、そういうのが理解できないままいると、いつもそのところで

違う力が働いてうまくいかないというようなこともありましたので、ほぼ中身と取り組まれている話は理解できましたので、もう一步地域の人たちにも、折に触れそんなお話をしてもらおうと地域全体の学校に対する目とか、それから全体的な地域の教育力みたいなものが高まっていくのじゃないかと思しますので、ぜひ教育後援会みたいなもので現代の子どもだとか、そういうことも全体に理解してもらえるような場づくりみたいなものを期待して何かあればお聞きしますし、なければ終わりたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 不登校の児童、生徒が実際に津別町においてもそういった状況はあります。決して放置することなく、プライバシーに配慮し家庭訪問しつつ、生徒がどのようにしたいのか、どのようにになりたいのか、また保護者が我が子をどうしたいのか、そういった部分をしっかりと話をしながら、寄り添いながら学校と家庭と力を合わせて取り組んできているところであります。

町教委としましても、不登校については、これまで重要な課題として取り組んできたつもりであります。定例の校長会議や教頭会議では毎回学校の取り組みをお聞きして意見交換をしまいましたが、これからも本町の実態を改めて検討して、子ども一人一人の学校生活の充実ですとか、自己実現の取り組みを大事にしながら、まさに個に応じた指導、教育相談の充実、議員からのご指摘にあるように地域との関係を大事にしながら連携を一層充実させることを重視して進めてまいりたいと考えております。

また、今後学校は学校評価の時期になります。学校におきましても評価の折、不登校に関する児童、生徒の実態ですとか、自分たちの取り組みがどうだったのかと、そういった部分しっかり評価、反省を適切に行ってもらって、今後改善できるように一層努力してまいりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時 52分

再開 午後 2時 5分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、3番、村田政義君。

○3番（村田政義君）〔登壇〕 ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告いたしました2項目についての質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、1点目の4期目の行政推進に向けての関係であります。

まず、このたびの町長選挙におきまして3期12年間の行政を進めてきた中で、今さんさん館、あるいはこども園の開設、公営住宅の建て替え、また歩いて暮らせるまちづくりなど、町民との対話、住民の意見を取り入れ行政執行してきた、これらの実績が評価され、この度の4期目の当選を果たせられたものと考えられるところであります。当選本当におめでとうございました。

そこで、このたびの選挙において、公約の柱の4項目、さらにそのほかに取り組む項目など、4期目の政策に基づきこの後行政が遂行されるのだらうと思います。そのことから、まず何点かについてお尋ねさせていただきたいと思います。

まず一つ目として、町の将来をどのような姿に導こうとし、ビジョンを描いていこうとしているかについて、まず最初にお尋ねしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 村田君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） 町の未来像とビジョンでございます。これは、選挙時の政策チラシ等でも訴えさせていただきましたが、津別町の人口減少によって生じるさまざまな課題を解決して、コンパクトで住みやすいまちを津別町の将来像としてイメージしているところであります。

そのため、平成27年に策定しました本町の将来展望を提示する津別町人口ビジョンと津別町まち・ひと・しごと創生総合戦略によりまして、現在取り組みを進めているところですが、今後におきましても議員をはじめ町民の皆さんとともに考え、事業を推進してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君）　〔登壇〕　私は、今の質問に対しては先の町長選の中で町長の公約、あるいは将来的なまちづくりのイメージというものを参照させていただいております。そういったことから、また先の町長の所信表明や、また議員の質問に対する回答と、そういったことを聞きながら、この後の将来のまちづくりについてどう進めていくのかという部分については私も十分理解したところでありますので、ぜひ今町長の言われた部分で、この後の4年間行政の振興をしていただければなというふうに考えております。そのことを申しながら次の項目に入らせていただきますが、事業を成し遂げるには町長一人の力ではできないと思います。多くの町民や職員とともに考え、歩いていくことを私は期待するところでありますので、そのことを申し上げ二つ目の項目に入らせていただきます。

2点目として町民の声や職員の声、また意見などをどのように吸い上げ、推進しようと考えているのかお尋ねしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君）　町長。

○町長（佐藤多一君）　町民、それから職員の意見の吸い上げの関係でございます。町民の皆さんとの情報の共有につきましては、紙や電子媒体などを使いました広報やホームページなど、さまざまな方法で行っているところでありますけれども、このほか1期目から直接対話方式によるまちづくり懇談会をずっと実施してきたところです。この自治会を単位とした懇談会につきましては、各自治会長さんに参加者の確保に大変ご苦勞をおかけしてきたことから、新年度からは、年間の自治会の催しものなどのどれかに参加する方法に変えていくことも検討してみたいなと思っているところです。また、各団体との懇談会につきましても、これは引き続いて行ってまいりたいと考えております。

それから、職員からの意見聴取の関係ですけれども、これは労働組合との意見交換のほか、職員が企画し毎年行っている町内のごみ拾いをしながら河岸公園で交流するワイワイ交流会というのをやっておりますけれども、そういったところや、私の提案で復活された仕事納めの日に行う職員大忘年会、こういったものを通じて、こういった交流会を活用して意見の聴取をしているというか、聞き取りをしている状況であります。

また、就任時から毎月1回町長からのメールというのを全職員宛に発信しています。今回、今日12月ですので、今月で147回ほどA4にびっちり書いて職員に通知しているところです。これには時々出来事だとか、あるいは私の考えを伝えておきまして、これに対して職員から時折メールの返信がされることもあります。こうしたことはこれからもまたずっと続けていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君）〔登壇〕 町長は1期目から町民との対話、意見を取り入れるまちづくり懇談会を開催しております。この取り組みにあたり、町長は1人でも2人でも集まれば、このまちづくり懇談会を進めていくという考えのもとで行ってきたと思います。この取り組みに対して今町長のほうからも話がありましたが、各自治会においては1人でも多くの参加者確保に向け呼びかけなど努力をされていますが、しかし、参加者も固定化され、なかなか全体的な意見の集約までいき切れないというのが実態ではないかと感じています。また、参加者の方からもよく話を聞くことでありますが、話を聞くといっても全体的に聞いたわけではありません。一部の方でありますけれども、この懇談会に参加していろんな思いがある中での参加だと思っております。そのことを話がしたくても、どうしても特定の人に限られ、その場で話がしづらい、話ができないという声もよく聞かされます。そういった中で、町長は公約のそのほか取り組むことの中で時代を担う世代との意見交換、あるいは将来のまちづくり懇談会の見直しというものも掲げておりますが、先ほどの答弁の中にも含まれると思うのですが、その進め方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） まちづくり懇談会は、これまでずっと開催してきたところでもありますけれども、これと先ほどの職員に対するかわりというのは実はあります。と言いますのは、先ほどいわゆる町長からのメールということで、この間ずっと月に一度発信してきたわけでもありますけれども、例えば今月号、12月1日は休みでしたので3日に出しておりますけれども、そこでは4期目の公約と平成31年度予算に向けてということで職員にメールを出しておきまして、考え方と合わせて今年行ったまちづ

くり懇談会のことを記載しております。それはまちづくり懇談会、出発の1年目の時が一番多かったと思いますけども、去年もそこそこありました。そういう集まる中で、新たな要望というのか、町民の新たな考え方というのも実は出されてきています。そこで、こういうものが出ていたよということを職員のメールにも出して、当然これは庁議や何かにもかけるわけなのですけれども、その中で今回のまちづくり懇談会で、ちょっと気になったものが18項目ぐらいありまして、これはやはり次の予算編成の中で解決するものは解決していきたいなと思っていますし、また、もう既に対応したものだとか、それから予算に関係なく進めるもの等々あるのですけれども、その中で幾つかご紹介しますと、その18項目の中で旭町のほうから、これはこういう呼び方を皆さんしているんだなと初めて知りましたけれども、かえで団地がありますけれども、これは皆さん「かえで荘」と言うんですね、かえで荘のことなんですけれども、一体どこの話をしているのかなとピンとこなかったのですけれども、かえで団地のことでして、そこの周りのツツジがずっとぐちゃぐちゃな状態になっていると、これはやっぱり景観上問題があるのではないかということで、やっぱり町が建てたのであればしっかり管理してほしいなということで、年配の女性の入居者からの方からお話も伺ったりとか、あるいは活汲の中では、災害時の消防団とのかかわり方、自治会と消防団との、これがなんとなくあやふやではないかと、ここはしっかりどうあるべきなのかというのをしていく必要があるのではないかと、あるいは土のうの袋が非常に傷んできて、置いてはあるけれども、それをやっぱり更新していくべきではないかというようなことだとか、共和のほうに行きますと今高校生がまた今年増えてきたりしていますので、今あそこの旧Aコープのあった所、そこのすぐ下の所にバス停があるのですけれども、そこに多くの高校生がバスを待っていると、非常に危険な状態であるので、そこはやっぱりバス停の位置も含めて変える検討も進めるべきではないかというようなことで、このほかいろいろ出たりしているのですけれども、そういったものというのは、まちづくり懇談会で2時間ぐらいゆっくり話すから出てくるのかなと。人の意見に触発されながら、そういえばこれもある、そういえばあれもあるということで、そういう形で出てくるのかなと。そうするとやっぱり、そういうものというのは残しておいたほうがいいのかと。あるいは、1年間の中で最低1回ぐらいはお伺いして、



そこでいろんなお話をしたほうがいいかなと、ちょっと迷っている部分があるのですが、それはまた新年度に向けて考えさせていただいて、とりあえず1年やってみて、またもとに戻したほうがいいのかなとか、そういう行ったり来たりがあるかもしれませんが、4年間の中で、やはり何らかの形で直接お話を伺って解決していくということ、これは続けていきたいなと思っております。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君）〔登壇〕 今町長のほうからも懇談会の関係についてもまだ迷っているようでありますけれども、確かに町民の思いもそれぞれありますから、だからその中でもやはり参考になることも多々あるかと思えます。そういったことから、やっぱり1人でも多くの意見を聞くということの重要性を町長は認識していると思えますから、ぜひそういった取り組みについても今後進めていただきたいなと考えています。ただ私自身も自治会活動などをはじめ、いろんな場に参加し、いろんな人と接触しながら意見、お話も聞かされます。その中で特に私自身も感じているところは、やっぱり一つの事業を進めるにあたって、町長の思いといいますか、そのところが強過ぎて、ひとり歩きをしているところがあるのではないかという声を私はよく聞かされます。確かに町長も今言われたように職員とは毎月メールなどで意思疎通を図っているようでありますし、その中でもいろんな意見交換はされていると思えますけれども、やはり言われていることは職員の末端まで町長の考えが伝わっていないのではないかという、こういうご意見もよく耳にすることもあります。そういったことから、やはり職員と毎月メールなどによる意思疎通を図るのも必要でありますけれども、やはり日常的な対話の中で疎通を図ることも私は重要ではないかなと考えております。それと合わせてやっぱり町民の多くの声を参照しながら、ぜひ先ほど町長も懇談会の見直し、それにかわるものとかという話もされておりますが、そういったことからすれば各自治会の総会とか、あるいは若者や高齢者の集まる場所、そういったところにも顔を出しながら多くの方との意見交換をすることも重要なのかなと感じているところであります。

ただ私が言いたいのは、やはり職員とのつながり、そのところをきちっととらえていただいて、この後進めていただけることを強く願っておりますから、そのことに

対して何かあればお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今お伺いしたことは私の耳にも入ってくるわけなのですが、自分としては、かなりいろんな形で接触といいますか伝達の方法も考えながら、職員とお話をするといっても、それはずっと例えば部署ごとに話をしていくと、それに全部時間をとられるなんてことは到底できない話であります。隅々に行かせるというのは今のITを使ってやるのが一番やり方としては皆さん後でも見れますので対応できる方法なのかなと思っています。これらはやはり今日の新聞でも出ていましたけれども、ニセコの逢坂町長のときにこういった方法がとられておりますけれども、大体そういうやり方をする町村長も増えてきているのではないかなというふうに思います。ですから、思っていることは伝えていくと、そして考えていることがあればメールでの返信もありますし、それから交流会もそういう形で職員全体とのみんなが参加するわけではないのですけれども、そういった中でお酒も酌み交わしながらやっている状況です。あと日々のところというのは、これは管理職が私の意思を通じて職員と話していただくと、そうしなければすべてを自分でやるということは到底できる話ではありませんので、そこがしっかり伝わるような形をとっていきたいなと思っています。

それから、お年寄りの場所だとかさまざまな所、これはできる範囲でかなり出かけているつもりでおりますけれども、今後とも要望も例えば今回も若い農業青年のほうから一回話がしたいですねという申し入れもあります。そういうものもやってみようと思います、もちろん日程が調整されながら。農協とじゃあ青年たちと何もやっていないかという、農業士会だとかさまざまな団体があって、そういったところの焼肉パーティーに呼ばれたりだとか、さまざまなところに農業は農業分野の中で幾つも呼ばれたりする仲であります。さらにさらにということだんだん増えてきておりますけれども、体力的なものもちよっとありますので、そこら辺は自分でも考慮しながら、できる限り足を運んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君）　〔登壇〕　町長もそれなりに一生懸命努力されていることは私も十分承知しておりますから、これ以上どうのこうのということは申し上げるつもりもございません。ただ、町民、職員の声、意見を取り上げながら、いかに民主的に庁内協議を重ね、実行していくことが重要であるかという、そのことによって町民の理解も得られ、町民が安心・安全に暮らせるまちづくりなど、町長が考えている事業を達成していく考えにおいても大変重要なことではないのかなと私自身も考えています。

繰り返しになりますが、多くの町民や職員との意見交換をしながら、汗をかいていただきますことを最後に申し上げ、この関係については終わらせていただきたいと思っています。

次に、2点目の関係であります。営農用水の整備についてであります。毎年、天候によって左右されると。除草時期に除草できないことにより作物への影響が懸念されるということから、営農用水の必要性を強く望んでいる地域もあります。そういったことから、次の点についてまずお尋ねしていきたいと思えます。

営農用水の整備状況はどうか。また今後、整備に向けての考えがあるのか、まずそのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君）　町長。

○町長（佐藤多一君）　営農用水の整備状況の関係でありますけれども、現在、水道料金区分において営農用水として使われている件数につきましては19件で、このうち共同利用施設は7カ所となっております。この7カ所はお手元を書いてあるとおりでございます。これらはいずれも町が整備するものではなくて、営農上、水を必要とする個人農家や水利用組合が整備するものでありまして、管の口径など条件を整えば設置することは可能であります。

以上です。

○議長（鹿中順一君）　3番、村田政義君。

○3番（村田政義君）　〔登壇〕　今の報告からすれば、以前の上下水道を整備されている地域については、ほぼこの営農用水が設置されているのかなというふうに感じとっています。当然、営農用水の設置については、町が負担するのではなく、個人負

担あるいは水利用組合が負担するということも私は承知しておりますから、そういう部分で、この整備についても質問させていただいていることをまずご理解いただきたいと思えます。

今、回答の中で営農用水の関係については、要するに整備することについては条件が整えば整備できるということで今伺ったところであります。私も以前に、この整備について質問させていただきましたが、そのときの答弁では簡易水道の場合、水道管が普通の一般家庭の水量を想定して引いていることから、営農用水になれば対応できるかどうか水量を含め調査をしたいということでありました。これはまさに一般家庭用の水量の部分から言われたのだらうと思っております。そういったことから、まず調査結果についてお聞きしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 簡易水道から営農用水の確保に関係する調査の関係であります。

平成24年の9月の一般質問に関するものということと思えます。営農用水施設の設置を希望されている地域は、旧簡易水道事業区域、この区域内にありまして、相生の水源から浄水場でろ過されまして、二つの配水池に約237立方メートルを貯水しております。そこから送水管で大昭配水池に送り、122立方メートルを貯水いたしまして、そこからまた配水管で大昭と本岐市街地に配水をしているところです。

相生水源の水利権につきましては、日320立方メートルで、浄水場の処理能力は日250立方メートルであります。当時、簡易水道事業の認可の取得にあたりまして、人口と使用水量を計算して決定したものであります。当時は営農用利用水を見込んでいなかったということから、要望にお応えすることはできなかつたと思われまふけれども、現在は、人口減少と節水意識の向上等によりまして、夏場のピーク時において日200立方メートル程度となっております。そういうような少し余裕がでてきているという状況でありますので、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） [登壇] 今回の回答の中では、いわゆる簡易水道については管の問題とか一般家庭への影響、非常に調査してみないと難しいという内容で今まで

推移してきたわけですが、今日の段階では、一般家庭における水量も当時の使用水量からすれば、人口あるいは戸数の減少によって、現在の使用水量から営農用水を接種することは可能であるということですが、例えば営農用水となれば除草剤も同じ時期に集中します。一斉にタンクに注水するということもあります。そういったことも含めて、この一般家庭における影響もなく設置が可能な状況にあるということの理解でいいのか、この関係についてはちょっと担当のほうにお聞きしたいのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（石川 篤君） 営農用水の戸数といたしますか、何本立てるかにもよりますけれども、可能だというふうに判断しております。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） [登壇] ありがとうございます。今まで非常に難しかったこの営農用水についても、簡易水道についても何とか地域の要望に応える方向が出てきたのかなということで非常にそのことを感じているところであります。そのことも含めて次、3点目に入らせていただきますが、営農用水に対する地域からの要望も出されていると思いますが、その対応、対策をどのように行っているのか、このことについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 地域要望に対する対応ということだと思います。実は、大昭地区に営農用水施設を設置した場合、大昭地区からも今年の7月に要望が出されております。この大昭地区に営農用水施設を設置した場合、上にある相生地区と布川地区は水量不足や圧力減少の問題は生じません。また、配水管も150ミリが布設されているため設置数にもよりますけれども、新たに配水本管からの取り出しによる設置であれば水量不足や圧力減少の問題は生じないと思われれます。

ですけれども、配水管折損漏水を監視するために瞬間流量を計測する流量計が設置されておりまして、これは毎時20立方メートルを超過すると警報が発報されることとなります。このため、設置にあたっては設置数や位置、こういったものを申請されまして、それによる使用水量等を把握して水理計算を行いまして、警報の設定値を変更

することになります。

なお、先ほども議員がおっしゃいましたとおり、営農用水施設の設置費用につきましては、津別町簡易水道事業給水条例によりまして、設置する者が負担することになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君）〔登壇〕 ありがとうございます。

いずれにしましても、この地域要望の関係については、私も地域の方とさまざまな議論をさせていただいています。とりわけ設置してほしいという強い要望のもとに話をされておりますし、また経費の関係についても、十分そこは承知しているということだけ申し上げておきたいと思えます。

いずれにしましても、この後それぞれの地域との協議を行う中で、設置箇所を何方所にするのか、またはどういったことができるのか、そういったところも含めてこの設置に向けて、ぜひ地域の方々と十分疎通を図りながら進めていただければと考えていますので、よろしくそのことをお願いし私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（鹿中順一君） これで一般質問を終わります。

#### ◎議案第 62 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 4、議案第 62 号 津別町民の森自然公園ネイチャーセンター条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課参事。

○産業振興課参事（小野敏明君） ただいま上程となりました議案第 62 号 津別町民の森自然公園ネイチャーセンター条例の制定について説明いたします。

町民の森自然公園内に建設するネイチャーセンターにつきましては、地方創生拠点整備交付金を活用し、地域の特定に観光を掛け合わせることで生み出す新たな価値をもった環境産業の拠点として整備するもので、現在建設中の本センターの工期が、平成 31 年 3 月 20 日となっております。4 月開設に向け指定管理者による管理棟開設に

向け諸準備を進めているところであります。このため、本センターの設置に関しまして地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

配付の説明資料1ページをお開きいただきたいと思います。条例案の条文と、その内容説明を記載しておりますが、参考となる事項につきまして、備考に追記させていただいております。制定理由につきましては、前段申し上げたとおりでございます。

条例内容を説明申し上げます。第1条は設置といたしまして、津別町の自然保全、地域資源の高付加価値化、来訪者の休息及びコミュニケーションの促進を図り、持続可能な地域づくりの拠点とする施設として、津別町民の森自然公園ネイチャーセンターを設置するとしております。持続可能な地域づくりの拠点と位置付けたものであります。

第2条は、位置についてであります。津別町字上里703番地4としたものであります。3ページに位置図と平面図を掲載しております。

第3条は、センターの管理を指定管理者によることとするものです。地方自治法第244条の2、第3項既定に基づき指定管理者による管理とするもので、民間の力を借りて設置目的を達成しようとするものです。施設特性により公募によらない指定管理を計画しており、現在活動しているNPO法人を予定しております。指定管理者への指定管理料は支払わないこととし、占有部分の光熱費を徴収し、共有部分の光熱費、維持管理費を町で負担する考えであります。指定管理期間は、平成31年度から平成35年度の5年間を予定しております。

第4条は、指定管理者が行う業務について既定をしております。

第5条は、センターの利用についての、利用者等の制限、取り消しを既定しております。

第6条は、入館料の定めで、施設への入館料は無料とするものです。指定管理者が町長の許可を得て行う実施事業につきましては有料となります。

第7条は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることを既定しております。

本文にお戻り願います。本文につきましては、ただいまの説明内容を条文化したものでございます。

附則といたしまして、施行期日を平成 31 年 4 月 1 日と既定しております。

なお、条例公布後、指定管理者の指定手続きを進めることとしております。

以上、内容についてご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 62 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 63 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、議案第 63 号 津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） ただいま上程となりました議案第 63 号 津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

行政報告でも申し上げましたとおり平成 29 年度に実施の農業者トレーニングセンター増築工事と平成 30 年度に実施の中央公民館高圧受電設備機器更新工事での不適切な事務処理により、平成 29 年度津別町一般会計決算が不認定となりました。



このことは、津別町にとって極めて不名誉な事態であり、また行政の信用を失わせたものと重く受けとめ、明年1月の給料1月分について町長10%、副町長及び教育長5%をそれぞれ減額しようとするものであります。

それでは、改正内容の説明をいたします。附則の次に、次の1項を加える内容で、第17項として、町長、副町長及び教育長の給料は、第3条の既定にかかわらず平成31年1月の1月の間と、それから第1号において、町長は100分の90の支給、第2号において、副町長及び教育長は100分の95の支給にしようとするものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上、内容のご説明をいたしましたので、原案にご協賛賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第63号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第64号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、議案第64号 津別町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

中橋住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（中橋正典君） ただいま上程となりました議案第 64 号 津別町税条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

説明資料により説明いたします。資料 4 ページをご覧ください。このたびの条例改正の理由につきましては、平成 30 年 6 月 6 日に生産性向上特別措置法が施行され、産業振興課において、津別町導入促進基本計画が策定されたことに伴い、先端設備等を導入した際の固定資産税の減免率を変更したく、条例の一部を改めるものです。これは、生産性向上特別措置法において、中小企業や小規模事業者等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るもので、導入に関して企業から提出された計画書等が認められた場合に税制支援するものです。平成 30 年 5 月 28 日開催の臨時会の条例改正で町が定めることができる特例の割合を 2 分の 1 としていましたが、導入促進基本計画が認められた場合に、その割合をゼロとしている市町村がほとんどであり、今までこれに該当する申請はありませんでしたが、今後該当する申請があった場合は、ゼロとして減免するものです。

次に、改正条文の内容につきましては、新旧対照表に記載のとおり、附則第 10 条の 2、第 26 項で法附則第 15 条第 47 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 としていたところを、法附則第 15 条 47 項に規定する市町村の条例で定める割合をゼロに改め、文言を整理するものです。

議案書に戻っていただきたいと思えます。ただいま説明いたしました内容につきまして、改正条文としたものであります。

附則といたしまして、施行期日は平成 31 年 1 月 1 日。経過措置として、この条例による改正後の津別町税条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 30 年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるとするものです。

以上、改正内容の説明とさせていただきますので、原案にご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 64 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 65 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、議案第 65 号 津別町スクールバス条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（石川勝己君） ただいま上程となりました議案第 65 号 津別町スクールバス条例の一部を改正する条例について内容の説明を申し上げます。

改正の理由についてですが、これまで町が主催する事業などに福祉バス 2 台で対応してまいりましたが、そのうち 1 台、平成 12 年に購入し、町有林事業、まちバス上里線での使用の後、平成 28 年から福祉バス 2 号車として使用してきた車両が、本年 6 月にエンジンが故障してしまい修理に多額の費用を要することとなったので廃車にすることとし、その後はまちバスの予備車両にて福祉バス業務に対応してまいりました。福祉バス車両の補充についても検討いたしましたが、これまで福祉バスを利用していた小学校、中学校の学校事業などについてスクールバス車両の空き時間を活用することにより、福祉バスの補充をせず効率的な対応が可能となり、経費の削減にもつながることから、その使用を可能とするため当該条例を改正するものであります。

説明資料5ページをご覧ください。改正理由につきましては、今申し上げましたとおりスクールバス車両の有効的活用のためでございます。

改正の内容につきましては、第2条第1項におきまして、まちバスの運行内容を第1号時刻表による運行（以下「定時便」という。）第2号学校の特別日課による定時便以外の運行。第3号学校行事、教育委員会の行事等の運行と定め、スクールバス車両の学校行事等での利用ができるよう変更するものでございます。

第2項以降は、それに伴う文言の修正を行うものです。

また、第6条第3号として新たに、3歳未満の幼児が、保護者と同伴せずに乗車しようとしたときとし、3歳未満の幼児が単独で乗車できないという条項を新たに定めるものであります。

議案に戻っていただきまして、ただいまご説明した内容を条文として整理したものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行するというものでございます。

以上内容の説明を申し上げましたので、原案につきましてご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第65号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 66 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、議案第 66 号 津別町立老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

中橋住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（中橋正典君） ただいま上程となりました議案第 66 号 津別町立老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

説明資料により説明いたします。資料 7 ページをご覧ください。このたびの条例改正の理由につきましては、本岐老人クラブの活動拠点である本岐寿の家は、以前から老朽化に伴う改修の要望がありましたが、改修費用が多額で今後の会員増加も見込めないことなどから、近くにある本岐地域農業研修センターでの活動や統合ができないか協議していたところ、クラブ会員や地域の皆さまのご理解とご協力により、本岐老人クラブの活動拠点を本岐地域農業研修センターに移転、統合することとして理解を得ることができたことから、今まで使用してきた本岐寿の家を廃止するものであります。

次に、改正条文の内容につきましては、新旧対照表に記載のとおり、用途廃止に伴い第 2 条の表から本岐寿の家の項を削除するものです。

議案書に戻っていただきたいと思えます。ただいま説明いたしました内容について改正条文としたものであります。

附則といたしまして、この条例は平成 31 年 4 月 1 日から施行するとするものであります。

以上、改正内容の説明とさせていただきますので、原案にご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第66号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第67号

○議長(鹿中順一君) 日程第9、議案第67号 津別町相生総合交流ターミナル施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課参事。

○産業振興課参事(小野敏明君) ただいま上程されました議案第67号 津別町相生総合交流ターミナル施設条例の一部を改正する条例の制定についての内容についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、相生総合ターミナル敷地内に新設される製造販売施設、通称クマヤキハウスを加えるもので、それに伴い交流施設利用料も発生することから利用料を追加するための改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表により条文ごとに内容を説明いたしますので、説明資料8ページをご覧ください。第1条に(製造販売施設)を加え、別表(第6条関係)、交流施設利用料に製造販売施設(クマヤキハウス)を加え、1時間当たりの利用料を夏期300円。冬期450円とするものです。利用料につきましては、他の施設の利用料を参考に算定しております。これにより、利用料金につきましては、現在月額10万円でありますけれども、月額12万5,000円ということになります。

議案の条文をご覧ください。ただいま説明した内容を条文として整理したものであ

ります。

附則といたしまして、この条例は平成31年1月1日から施行するとしております。

以上、ご説明申し上げましたので、原案にご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「ない」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第67号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第68号

○議長（鹿中順一君） 日程第10、議案第68号 津別町新ふるさと定住促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第68号 津別町新ふるさと定住促進条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

改正の理由につきましては、現条例が平成31年3月をもって失効することから、新たに期間の延長と内容の一部改正を行うものであります。

平成8年度より、ふるさと定住を目的とした持家建設促進事業を実施してまいりま

したが、その間、平成 22 年度より中古住宅購入費、平成 25 年度より住宅改修を取り入れております。3 年を一つのめどとして改正を行ってきましたが、本年度が改正期となりますことから、定住を促進するための内容の一部見直しを行い、条例の一部を改正しようとするものであります。この条例は、新築、中古住宅購入助成、住宅改修の 3 本立てになっておりますが、このうち、今回、新築、中古住宅購入助成について内容の見直しを行いましたので、説明資料 11 ページにより説明いたします。

はじめに、新築についてでありますけれども、必須要件と加算要件 6 個で構成しておりましたが、このうち加算要件 1 で、同居する中学生以下の子どもがある場合、「20 万円」を「30 万円」に拡大いたします。加算要件 4 の高齢者等配慮対策等級に示された等級 3 のバリアフリー 10 万円につきましては、おおむね普及したと判断し、今回バリアフリーの部分は廃止いたします。その分を中学生以下の子どものほうに振り向けております。最大 220 万円の補助はそのまま維持し、加算項目を 6 から 5 にするものであります。

中古住宅購入につきましては、固定資産税課税評価額 150 万円以上が対象でしたが、150 万円以下についても数件問い合わせがあったことから、新たに固定資産税課税評価額 100 万円以上 150 万円未満を追加し、中古住宅流通促進させるため 20 万円について新たに追加いたしております。

それでは、議案に戻っていただきまして、ただいま説明した内容を条文として整理したものであります。

附則といたしまして、この条例は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正既定は、公布の日から施行するというものでございます。経過措置といたしまして、この条例の施行の日の前に、改正前の新ふるさと定住条例第 5 条の既定により申請し着工しているものに係る奨励金については、なお従前の例によるものであります。

以上、内容の説明を申し上げましたので、原案にご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）



○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 68 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 3 時 4 分

再開 午後 3 時 20 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

#### ◎議案第 69 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 69 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別町木質ペレット製造施設）を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課参事。

○産業振興課参事（小野敏明君） ただいま上程されました議案第 69 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定につきまして内容のご説明を申し上げます。

津別町木質ペレット製造施設につきましては、津別町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 6 条により、公募によらない指定管理者の候補者の選定とし、今年度まで実績により今後も設置目的の達成及び事業効果が期待できることか

ら、地方自治法第 244 条の 2、第 6 項の既定により指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

説明資料 14 ページをご覧ください。主旨につきましては、平成 21 年度から平成 30 年度の 10 年間、津別町ペレット製造施設の指定管理について、津別町ペレット協同組合を指定管理者として指定し今日に至っております。

指定管理の期限が、平成 31 年 3 月 31 日までとなっていることから、引き続き、津別町ペレット協同組合を指定管理者として指定しようとするものです。

2 につきましては、指定管理に至る今日までの経過を書いております。

3、公募によらない指定管理者の選定理由であります。条例により、合理的な理由といたしまして、現在管理している団体・法人が蓄積した管理・運営技術や専門的技能などの経営資源を活用することによって、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できる場合とあり、合理的な理由の内容としまして津別町ペレット協同組合は、木質ペレット製造施設の主旨を熟知し、町内の林地残材等を活用し、木質バイオマスエネルギーを製造し、化石燃料に頼らない社会形成、地球温暖化防止、CO<sub>2</sub>廃止削減を目指す事業を推進しております。当組合は 15 団体で構成され、平成 21 年度から 30 年度の 10 年間指定管理者として管理・運営・販売の事業を行ってきており、ペレット製造技術が向上し、平成 21 年度は 480 トンの生産でありましたが平成 25 年度以降は毎年 1,000 トン前後を安定的に生産、販売しております。事業収支については、21 年度から 3 年間は補助金を受けておりましたが、以後は自主運営を行ってきた実績があり、今後も健全な運営が期待できるものであり、総合的に判断し、選定をいたしました。16 ページに 9 年間のペレットの製造の実績を掲載しております。

議案に戻っていただきまして、津別町公の施設に係る指定管理者の指定について、1、施設の名称等ですが、津別町字新町 26 番地 5、津別町木質ペレット製造施設であります。2、指定管理者の名称等ですが、津別町字新町 26 番地 5、津別町ペレット協同組合代表理事 山上裕靖であります。3、指定の期間ですが、平成 31 年 4 月 1 日から平成 41 年 3 月 31 日までとするものです。

以上、提案申し上げましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第 69 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 70 号

○議長(鹿中順一君) 日程第 12、議案第 70 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について(津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設)を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課参事。

○産業振興課参事(小野敏明君) ただいま上程されました議案第 70 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について内容のご説明を申し上げます。

津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設につきましては、津別町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 6 条により、公募によらない指定管理者の候補者の選定とし、今年度までの実績により今後とも設置目的の達成及び事業効果が期待できることから、地方自治法第 244 条の 2、第 6 項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

説明資料 17 ページをご覧ください。主旨につきましては、平成 22 年度から平成 30 年度の 9 年間、森の健康館及び山村体験宿泊施設の指定管理について、株式会社アンビックスを指定管理者として今日に至っております。指定管理者の期限が、平成 31 年

3月31日までとなっていることから、引き続き株式会社アンビックスを指定管理者として指定しようとするものであります。2に指定にかかわる経緯を記載しております。3、公募によらない指定管理者の選定理由であります。条例によりまして合理的な理由がある場合ということで、その合理的理由につきまして、株式会社アンビックス社は北海道内において、11施設もの宿泊施設を運営しており、専門的ノウハウを持っております。また、平成22年度から9年間指定管理者として当該施設を管理しており、健全な運営を行ってきた実績も有しております。ということで選定をいたしております。

議案に戻っていただきまして、津別町公の施設に係る指定管理者の指定について、  
1、施設の名称等、津別町字上里738番地、津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設。  
2、指定管理者の名称等、札幌市中央区南1条西7丁目1番地2、株式会社アンビックス 代表取締役 前川二郎。3、指定の期間、平成31年4月1日から平成34年3月31日までとするものです。なお、今後の3年間におきましても、指定管理料を年1,500万円以内とするものでございます。

以上、ご提案申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第70号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 71 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 71 号 平成 30 年度津別町一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

松木住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（松木幸次君） ただいま上程となりました議案第 71 号 平成 30 年度津別町一般会計補正予算（第 6 号）について説明いたします。

今回の補正の主な内容につきましては、職員給与費の時間外手当の増額、防災備品購入経費の追加、北海道胆振東部地震義援金の追加、相生・本岐NHK共聴施設大規模改修工事負担金の追加、福祉灯油助成経費の追加などを中心に補正予算を組ませていただきました。

補正予算の条文をご覧ください。第 1 条第 1 項は、歳入歳出予算にそれぞれ 8,606 万 8,000 円を追加し、補正後の予算総額を 60 億 7,819 万 3,000 円とするものであります。第 2 項及び第 2 条、第 3 条につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては、歳出から説明をいたしますので 11 ページから 12 ページをお開きください。款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の給与費は、職員の時間外手当の増額ですが、地震災害や各種行事等によりまして、全体的に予算の不足が見込まれ、各科目において増額補正をしているところです。一般会計全体では 320 万 5,000 円の増額、特別会計を含めた全会計では 367 万円の増額です。給料総額に対する割合は、当初予算の 5.5%から 6.4%となります。給与費につきましては以上で、以後説明を省略させていただきますのでご了承ください。電算化推進経費は、新規採用職員等のパソコン 3 台の購入で 84 万 3,000 円の増額です。地域情報化経費は、相生・本岐NHK共聴施設大規模改修工事に伴う相生・本岐両テレビ共同受信組合への負担金で 715 万 1,000 円の増額です。北海道胆振東部地震関連経費は、厚真町、安平町、鶴川町の被災 3 町へ各 50 万円の義援金で 150 万円の増額です。目 3 財政管理費の財政調整基金積立金は、前年度繰越金の確定に伴い地方財政法の既定により、基金に積み立てるもので、預金利息分を含め 5,600 万 1,000 円の増額です。公共施設等整

備基金積立金は、預金利息の積み立てです。

13 ページから 14 ページになります。目 5 財産管理費の庁舎等維持管理経費、需用費の修繕料は、津別ハイヤー移転のための議事堂下車庫の改修費用で 114 万 5,000 円の増額です。燃料と光熱水費は、先の複合庁舎建設等庁舎特別委員会でご報告いたしました物品倉庫建設工事と第 2 庁舎解体工事に係る予算の不足を予算流用にて対応した流用元の補てんで、燃料は物品倉庫分で 127 万 4,000 円、光熱水費は第 2 庁舎解体分で 123 万 1,000 円の増額です。また、燃料の暖房用では流用元補てんのほか、現在の石油価格の高騰により今後の予算不足が見込まれ、58 万 8,000 円の増額をしているところです。燃料費につきましては、同様の理由によりまして各施設の暖房用や車両用の燃料費についても増額補正しているところで、以後説明につきましては簡略に説明させていただきますのでご了承ください。町有建物等維持管理経費は、社会福祉協議会事務所の移転先、旧津別保育所の除排雪費用で 70 万 4,000 円の増額です。公用車維持管理経費は、後ほど説明いたします防災対策経費において、防災用の車載拡声器を 3 セット購入し、3 台の公用車に取りつけることとしておりますが、取りつけに際しては車検による構造変更の手続きが必要なことから、2 台分の車検費用として 26 万円の増額です。庁舎等建設事業は委託料で 16 ページになりますが、公用車車庫等建設工事実施設計業務で 487 万 1,000 円の増額です。項 2 地域振興費、目 1 企画総務費の企画調整事務経費は、職員の産休に伴う臨時筆耕の雇用経費で 57 万 1,000 円の増額です。地域振興基金積立金とふるさとつべつ応援基金積立金は、預金利息の精査による増減です。空家等対策事業は、空家等対策計画に基づき、来年 3 月に開催を予定します空き家活用セミナーの講師謝礼として 5 万 4,000 円の増額です。目 2 企画開発費の森の健康館管理業務、需用費の修繕料は、今後の見込みにより 40 万円の増額です。燃料は 18 ページになりますが、温泉送迎バス車両用で 6 万 4,000 円の増額、備品購入費は、冷蔵庫と食器洗浄機の不具合が生じてきており営業に支障を来さないよう早急に更新をするもので、冷蔵庫で 184 万 2,000 円、食器洗浄機で 241 万 9,000 円、合計で 426 万 1,000 円の増額です。目 3 企画振興費の地域振興施設管理業務は、財源内訳のみの補正です。ふるさと定住促進事業は、9 月議会第 4 号補正におきまして、新築分で 290 万円を増額したところですが、さらに 1 件の申請があり 200 万円の増額です。多目的

活動センター整備事業は、事業完了による精査です。多目的活動センター管理運営経費の需用費、光熱水費は、カフェの来店者の増加に伴うもので、電気料で6万7,000円、水道料で4万4,000円の増額です。備品購入費は、防災用ストーブ2台の購入で6万5,000円の増額です。目4公共交通対策費は19ページから20ページになりますが、公共交通対策経費で地方バス生活路線北海道北見バスへの負担金確定で88万7,000円の増額で、合計では568万4,000円の負担となります。バス保管車庫管理経費は、暖房用燃料で7万4,000円の増額です。公共交通確保対策事業基金積立金は、預金利息の積み立てです。項6統計調査費、目1統計調査費の委託各種統計調査経費は、財源内訳のみの補正です。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の障害者総合支援事業経費は22ページになりますが、扶助費の自立支援医療（更生医療）費給付費で、生活保護受給者分の医療費増により108万3,000円の増額です。地域生活支援事業経費は事業の受け付けや事務処理業務のための臨時筆耕雇用経費で、共済費で7万2,000円、賃金で49万9,000円の増額です。扶助費の移動支援事業は、利用者増により82万7,000円の増額、日中一時支援事業は、臨時筆耕賃金に流用した流用元補てんで56万6,000円の増額です。社会保障事業基金積立金は、預金利息の積み立てです。国民健康保険事業特別会計繰出金は、主に保険基盤安定繰入金精査により114万円の減額です。介護保険事業特別会計繰出金は主に介護給付費繰入金により362万5,000円の増額です。目4国民年金費の国民年金事務経費は負担金で24ページになりますが、保険料免除の受け付け処理に関する国民年金システムの改修費で2万8,000円の増額です。目5老人福祉費の福祉バス管理経費は、財源内訳のみの補正です。老人福祉費、老人福祉施設管理経費は、事業完了による精査です。老人福祉扶助費等は、福祉灯油等助成事業で、灯油価格が11月1日現在で1リットル当たり90円を超える状況のため事業を実施するもので、低所得の高齢者世帯等助成対象1世帯当たり1万円の助成で、561世帯分を見込み561万円の増額です。介護サービス支援事業は、特別養護老人ホームいちいの園の給湯配管漏水処理に関する補助で15万2,000円の増額です。福祉寮管理経費は、暖房用燃料で7万2,000円の増額、備品購入費は防災用のストーブ1台の購入で3万3,000円の増額です。福祉基金は、預金利息の積み立てです。目6自治相談費は26ペ

ージになりますが、広域集会施設管理経費は事業完了による精査です。目7交通安全推進費の交通安全啓発指導経費は、防災用車載拡声器の取り付けのため、1台分の車検費用で13万9,000円の増額です。目8後期高齢者医療費の後期高齢者医療広域連合市町村業務経費は負担金で28ページになりますが、療養給付費の確定により2,070万円の減額です。後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、事務費等精査により159万2,000円の減額です。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費のひとり親家庭等医療費給付事業は、診療報酬改定による増など、今後の見込みにより24万円の増額です。乳幼児等医療費助成事業も同様に473万3,000円の増額です。児童遊園地管理経費は、精査によるものです。児童福祉事務経費の療育訓練施設運営負担金は、利用日数が少なかったため見込みによる精査で127万円の減額です。児童手当等扶助費は、出生、転入児童が当初見込みを上回ったため、195万5,000円の増額です。30ページになります。子ども・子育て支援事業は、認定こども園の受け入れ児童の増加等により、運営費負担金で90万3,000円の増額、利用者負担差額負担金で72万円の増額です。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の事務組合負担金は、事務精査による減額です。目3環境衛生費の下水道事業特別会計繰出金は、事業精査等により122万2,000円の減額です。簡易水道事業特別会計繰出金も事務精査等により8万1,000円の増額です。

31ページから32ページになります。款6農林業費、項1農業費、目1農業委員会費の農業委員会事務経費は、職員の休職等による臨時筆耕の雇用経費で65万6,000円の増額です。目3農業振興費、その他農業振興対策経費の旅費は、津別町農業労働力支援協議会の事業で、労働力支援に係るJA沖縄との協議や説明会に協議会の構成員として町も参加するもので、23万円の増額です。補助金は精査による減額です。青年就農給付金事業は34ページになりますが、青年就農者の事業対象外により150万円の減額です。目4振興事業費の国営農地再編整備事業推進事業は、委託料で国営農地再編換地業務の単独事業分については、来年度に実施することになり324万円の減額です。国営農地再編整備事業負担金支払基金積立金は、預金利息の積み立てです。目5畜産業費の町営牧野管理業務は、事業精査による減額です。項2林業費、目2林業振興費は36ページになりますが、林業振興対策補助費等は、熊駆除対策で例年以上に熊の出



没が多く、駆除や出役が増えたため 17 万円の増額です。丸玉木材森づくり基金積立金は、預金利息の積み立てです。目 3 林道費の林道維持管理経費と目 6 公有林費の町有林整備事業は、事業完了による精査です。

款 7 商工費、項 1 商工費、目 2 商工振興費のレストハウス管理経費も 38 ページにわたりますが、事業完了による精査です。目 3 観光費の峠展望施設管理経費は、財源内訳のみの補正です。観光事業事務経費は、観光パンフレット印刷作製印刷費で、来年度には新規パンフレットの作製を予定しておりますが、秋以降となり現在の残部数では不足することから 5,000 部を増刷するもので 33 万円の増額です。

款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 1 道路橋梁総務費の建設機械管理経費は、財源内訳のみの補正です。目 2 道路橋梁維持費の道路橋梁維持管理経費、需用費、電気料は今後の見込みにより 28 万円の増額。工事請負費と備品購入費は事業完了による精査です。39 ページから 40 ページになります。項 4 住宅費、目 1 住宅管理費の町営住宅管理経費、需用費の修繕料は、退去後の住宅の内部修繕に多くの修繕を要したために予算が不足し、今後の見込みで 100 万円の増額と、暖房用燃料も修繕料へ予算流用したための流用元補てんで 95 万円の増額です。工事請負費は事業完了による精査で、負担金は本岐団地に係る個別排水処理分担金で 7 万 5,000 円の増額です。

款 9 消防費、項 1 消防費、目 2 災害対策費の防災対策経費、需用費の燃料は、非常用発電機で 5 万 8,000 円の増額、備品購入費は、車載用拡声器 3 セットと非常用発電機用燃料携行缶 20 個の購入で 49 万円の増額です。42 ページになりますが、負担金の道消防防災ヘリコプター運航連絡協議会は、美幌津別広域事務組合消防本部にて負担するものであったため 17 万 7,000 円の減額です。

款 10 教育費、項 1 教育総務費、目 5 スクールバス運行費のスクールバス経費は、車両用燃料で 41 万円の増額です。項 2 小学校費、目 1 学校管理費の小学校施設管理経費、需用費の消耗品費は、防災用でカイロ、灯油用ポリ缶の購入で 4 万 4,000 円の増額。備品購入費も防災用でストーブ 15 台の購入で 48 万 6,000 円の増額。燃料は暖房用で 85 万 6,000 円の増額です。項 3 中学校費、目 1 学校管理費の中学校施設管理経費、需用費は 44 ページになりますが、消耗品費は防災用で灯油用ポリ缶の購入で 9,000 円の増額。備品購入費も防災用でストーブ 10 台の購入で 32 万 4,000 円の増額。燃料は暖

房用で76万円の増額です。項4社会教育費、目2社会教育振興費の少年期振興経費は、台湾二水郷中学生との相互交流事業で、来年1月22日から24日まで二水郷中学生の受け入れにあたり実行委員会に対する負担金で70万円の増額です。芸術文化振興経費は、日フィルセミナー・コンサート事業の追加負担金で講師の旅費の負担増等により23万円の増額です。図書室経費は、事業完了による精査です。45ページから46ページになります。目3会館管理費の公民館管理経費、需用費の消耗品費は、防災用で灯油用ポリ缶購入で1万円の増額。備品購入費も防災用ストーブ6台の購入で19万5,000円の増額、工事請負費は、事業完了による精査です。生活改善センター管理経費も、需用費は防災用の灯油用ポリ缶とランタンの購入で1万6,000円の増額、備品購入費は、防災用ストーブ3台の購入で9万8,000円の増額、燃料は暖房用で19万1,000円の増額です。児童館管理経費は、暖房用燃料で18万4,000円の増額です。項5保健体育費、目2体育施設費は48ページになりますが、多目的運動公園管理経費から達美野球場管理経費は、財源内訳のみの補正です。屋内ゲートボール場管理経費は、暖房用燃料で11万3,000円の増額です。修武館整備事業は、事業完了による精査です。修武館管理経費は、暖房用燃料で6万2,000円の増額です。トレーニングセンター管理経費は、トレーニングルーム設置のエアロバイクが故障し修理不能で、今後、冬場の利用増も想定されますことから、早急に2台を更新するもので、備品購入で198万7,000円の増額です。目4学校給食費の給食センター運営経費は、給湯・調理用の燃料で54万3,000円の増額と50ページになりますが、備品購入費は、精査による減額です。

次に、歳入の説明をいたしますので、3ページから4ページにお戻りください。款8地方特例交付金は、交付額の確定により1万1,000円の増額です。

款9地方交付税は、一般財源として普通交付税で741万9,000円の増額です。

款12使用料及手数料、項1使用料、目4農林業使用料と目6教育使用料は、実績による精査です。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金と項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金は、歳出で増額となりました各事業経費の国庫負担分と補助分の増額です。5ページから6ページになります。項3国庫委託金、目2民生費国庫委託金は、国民年金システムの改修に係るもので6万3,000円の増額です。

款 14 道支出金、項 1 道負担金、目 1 民生費道負担金と項 2 道補助金、目 2 民生費道補助金は、国庫負担金等と同じく歳出で増額となりました各事業経費の道負担分と補助分の増額ですが、国民健康保険基盤安定（軽減分・支援分）と後期高齢者医療保険基盤安定（軽減分）は、精査による減額です。また、地域づくり総合交付金は、福祉灯油助成事業の実施に対するもので 50 万円の増額です。目 4 農林業費道補助金の青年就農給付金事業は、事業の対象外により 150 万円の減額です。項 3 道委託金、目 1 総務費道委託金は、各統計調査委託金の交付額確定による精査です。

款 15 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入の建物等貸付料は、レストハウス貸付料の減額です。目 2 利子及配当金は 6 ページから 8 ページにわたりますが、各基金の預金利子収入の見込みによる精査です。項 2 財産売払収入、目 3 物品売払収入の車両売払収入は、福祉バスと道路パトロール車の売払いによるものです。

款 17 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 基金繰入金は、各基金充当事業の完了精査による減額と対象事業の繰り入れによる増額です。新規繰入事業といたしましては、公共施設等整備基金で、公用車車庫等建設工事実施設計業務で 57 万 1,000 円、地域振興基金で森の健康館厨房機器購入で 426 万 1,000 円、ふるさと定住促進事業で 200 万円、公共交通確保対策事業基金で公共交通対策経費 29 万円、福祉基金で福祉灯油助成事業で 511 万円であります。

款 18 繰越金は、地方財政法の既定により、財政調整基金への積み立てとして留保していた分 5,600 万円の増額です。

款 19 諸収入、項 5 雑入、目 6 雑入は、臨時筆耕の雇用による雇用保険料個人負担分です。

款 20 町債、項 1 町債は 9 ページから 10 ページになりますが、目 1 総務債の臨時財政対策債は、借入額の確定により 891 万 9,000 円の増額です。庁舎等建設事業は、公用車車庫等建設工事に関するもので 430 万円の増額です。

補正条文にお戻りください。第 1 条第 2 項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました補正内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理し、第 1 項の補正額及び予算総額とするものであります。

第 2 条につきましては、継続費の追加で、2 枚ほどめくっていただきまして、第 2

表継続費補正のとおり一般廃棄物最終処分場施設整備事業で、平成 30 年度から平成 32 年度までの継続費を設置するものです。事業費総額は 14 億 6,448 万円で、2 本の工事と 1 本の委託契約を結ぼうとするもので、埋め立て地土木施設建設工事と浸出水処理施設等建設工事については、30 年度中に 3 年間の契約を結び、施工管理業務については、31 年度から 32 年度の契約となります。年度ごとの年割額が記載のとおりであります。

補正条文第 3 条につきましては、地方債の追加と変更で、第 3 表地方債補正のとおり追加は、庁舎等建設事業で起債は公共施設等適正管理推進事業債となります。変更は臨時財政対策債で、限度額は記載のとおりで、起債総額は 7 億 5,351 万 9,000 円となるものであります。

以上、内容につきまして説明いたしましたので、原案にご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

5 番、高橋剛君。

○5 番（高橋 剛君） 1 点確認させていただきたいと思います。32 ページなんですけれども、農業振興費のその他農業振興対策経費の旅費なんですけど、先ほど沖縄の分ということでちょっとお話をお伺いしたのですが、内容を教えてください。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（横山 智君） ただいまご質問のありました旅費に関しましてご説明申し上げます。この旅費につきましては、農業に関する労働力不足が深刻化する中、29 年度から国のほうで農業労働力最適化支援総合対策事業というのを実施しております。それで、この事業は 3 年間なんですけれども、津別町におきましては協議会を設立いたしまして、30 年度、31 年度の 2 カ年で事業実施しております。それで、昨年 30 年度におきましても、協議会の構成員なりで沖縄のほうに労働力の需給調整ということで、津別町で不足する時期に沖縄のほうでの余剰労働力を調整しようといったような活動を去年から始めまして、去年は冬場に管内の農業青年が 8 名沖縄に行きまして、サトウキビ狩り等を行っております。これは管内の中央会並びに農協の組合長会が企

画しまして行っております。そういった経過で、今年も行くというのは、昨年沖縄の労働者といえますか、農業の担い手をこちらに来ていただこうと思ったのですが、実際に沖縄においても農業後継者がいない、そういうサトウキビ等の収穫ですとか製糖におきましてアルバイト、そういう方がメインだといったようなことで、今回は沖縄の担い手ではなく、そういう労働者といえますかアルバイトの方たち、そういう方をなんとかこちらの地域に、農繁期に来ていただけないかといったようなことの取り組みです。これにつきましては、この前の新聞に大きく富良野と西宇和農協、JA沖縄の協定等が出ていましたけれども、それは都道府県を超えてということなんですけれども、近くでは小清水農協、そこら西宇和農協とやっているといったようなことで、こちらで必要とする時期の労働力を確保するために産地間調整をやるよといったようなことで、今年は沖縄にサトウキビ工場で働いている方に説明を行って、ぜひこちらが農繁期の時に来ていただきたいという説明会なりを行ってくるというための旅費であります。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） そうすると二つほど聞きたいのですけれども、まだメリットはそうするとまだ出ていないということではよろしいのかということと、ほかの今協定を組まれているような農協さんというのは出ているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（横山 智君） 先ほどの答弁で昨年、30年度と言い間違えたようですけれども、申し訳ありません。国の事業は28年度から30年度までの3年間です。津別においては29年度と30年度ということで、29年度においては、今年の2月に一度沖縄に伺っています。

先ほど若干触れましたけれども、近隣では小清水農協、これが西宇和、かんきつ類の収穫の時期に行ったりしているのですけれども、それ以外は特に進んでおりません。それで、農協の組合長会なりで中央会といろいろ協議、検討いたしまして、労働力不足が非常に深刻化していますので、そういう活動をやっていこうといったようなことで、地域間といってもこちらの地域でなく、当然作業の期間がバッティングしない南

のほうの地域と協定なりを結んでいこうといったようなことを前提に今取り組みが始まっているという状況です。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） わかりました。それと、今年23万補正組まれていると思うのですが、去年度、多分35万1,000円だったような気もするのですけれども、今年度までということでしたら当初予算で組めなかったのかなと思うのですが、これはなぜ補正になったのでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（横山 智君） これにつきましては、去年は沖縄の分と東京で行う新農業人フェアというので30万何がし補正をさせていただきました。先ほど言いましたように29年度の年度途中で設立したものですから、そのような形で去年は補正させていただきましたと。今年は先ほど言いましたように、当初から沖縄は予定しておりませんでした。ただ、昨年度伺った際に、そのように今後も協議してお互い労働力の需給調整をしようといったようなことで、今年の総会が既に協議会設立が年度途中だったものですから、今年も総会は7月だったのです。その際に沖縄に行くといったようなことで今回補正をさせていただくという状況になりました。ただ、この間、道内ですとか、東京、関東のほうに学校の説明会等に行っている関係がありますけれども、それは当初の予算において、当初予算計上した分でなんとかやりくりして賄ってきたという現状にあります。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） 44ページ、社会教育振興費、少年期の振興経費の中で、負担金、二水郷中学生交流実行委員会に対しての70万、この補正予算上程にいたった経緯をお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原勝美君） 津別町・二水郷中学生交流事業につきましては、昨年7月に二水郷中学生を受け入れた実績がございます。通常でいきますと来年の7月に来る予定のところでしたが、二水郷からの要望で冬の北海道を体験してみ

たいという要望がございまして、時期につきましては、1月22日から24日の間でぜひ訪れたいという要望がありましたので、中学校の行事等も考慮いたしまして、中学校に確認したところ、中学校でも受け入れのほうはオーケーという返事をいただきましたので、急遽来年度予定しているところを今年度の冬に行うということで、今年につきましては、1月6日から二水郷のほうにお邪魔する予定の年ではありますが、日程的にちょっときついところはございますが、受け入れ可能という判断のもと、予算のほうを算出いたしまして今回補正予算として計上させていただいたという経過でございます。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） 経緯はわかりました。今現在この交流事業、試行錯誤段階なので日程の変更とか、トライアルしてみたいということだと思っておりますけれども、これがトライアルなのか、それとも今後事業に関しては、冬、冬といった形でこの交流事業が続いていくのか、あわせて今回何名程度来町予定なのか聞きたいと思っておりますので、お答えいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原勝美君） 今回につきましては、冬の北海道ということで、台湾の緯度からいきますとかなり北ということで、今回津別の冬を体験するということが初めての体験ということで、どうなるかということにはちょっと想像できないところがございます。やはり、私どもも経験上はかなり寒さにこたえるのではないかなというところも感じるころではございますが、やはりそういうことも体験してみたいということで、今後それが継続するかどうかにつきましては、今回の交流次第だというふうに考えております。また、今回の70万の内容につきましては、先方のほうから16名の交流団をお迎えするというような中身で積算させていただいております。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） この間、二水郷との連絡をとっている関係含めて私のほうからも少し補足説明をさせていただきたいと思っております。

昨年の7月に二水郷の中学生の皆さんが津別の夏まつりにぶつけるような形で来られました。これで当初予定していましたが1サイクルが終わったところでありまして、

その取り組みに対する検証結果につきましては、昨年の9月の両委員会の中で報告させていただいたところでございます。検証の中に明記したことも重複するわけでありませけれども、昨年7月に二水郷の校長先生が来られたときの最終の夜に、町長の私は使者という立場で今後の二水郷中学校との交流のあり方について添乗員であり日本語が話せる方と北見工業大学の邸教授立ち合いのもと、今後の進め方について一定程度確認し合いました。財政的な負担含めて非常に二水中学校のほうは、受け入れのほうは彰化県のほから全額補助が出るけれども、海外に出る分についてはすべて自費だと、そんなようなことからいっても毎年続くとなると個人負担も大きくなるので、隔年というのが理想だと思いますというのを一ついただきました。それと、冬期間の北海道は非常に魅力があるのですが、着るもの含めて非常に費用負担も高くなるので、夏に来町することが好ましいと思っていますというようなことでした。時期の問題については、サイクル含めてそんなやりとりをしたところでございますけれども、今年の7月過ぎぐらいの段階の記憶でございますが、国民中学校の昨年来られた陳校長先生から、北見工大の邸助教のほうに電話が入りまして、私のほうに冬の1月に行くとなれば学校教育委員会、行政含めて受け入れ体制可能ですかというようなことでした。その背景の一つには、日本、北海道、冬というつながりもあるのですけれども、長野県の小谷村のほうに多くの中学生を二水郷で派遣している経過があって、冬の日本、雪というものに対する希望者が非常に多いと、それに応えたいんだというところから始まりました。スタンスとしては、隔年おきという考え方についてはかわってないようでございますけれども、教育委員会のほうとも協議しながら、「来たいんだ」というものを「夏が約束だったでしょう」ということにもならないので、そういう意味では一度経験してみても、本当にマイナス20度近い寒さに耐えられるのか、金銭的なこと含めて要望にお応えしながら次の新たなステップに行こうかというようなことで、今回は1月の訪問は藤原課長が引率者で行きますので、今後のあり方についてもきつと1月の22日から24日まで津別に来た後に具体化しましょうというようなことになるのではないかなと思いますけれども、継続していく方向で今後とも隔年おきの継続、時期については今回は実験というような、取り持っているものとして印象を持っているところでございます。



以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 71 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 72 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 72 号 平成 30 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） ただいま上程となりまして議案第 72 号 平成 30 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）につきましてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では主に退職被保険者の医療給付費分、支援金分等の精査によります減額と、給与費の時間外分の増額、国民健康保険事業報告システムの改修費並びに国保基金積立金の追加であります。歳入では保険税の精査、道支出金の追加、保険基盤安定繰入金の精査と国保基金繰入金の追加を内容とする補正でございます。

補正予算の条文第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に104万7,000円を追加し、補正後の総額を9億1,089万9,000円とするものです。

それでは、歳出からご説明申し上げますので7ページ、8ページをお開きください。款1総務費、目1一般管理費の給与費は、精査によりまして時間外20万円の追加、総務一般事務経費では、北海道国保連合会負担金といたしまして国保事業報告システム改修費用分27万円を追加するものでございます。

次に、款3国民健康保険事業費納付金、目2退職被保険者等医療給付費分は、精査によりまして68万4,000円の減額、次に項2後期高齢者支援金等分の目2退職者被保険者等後期高齢者支援金等分の精査によりましては、22万3,000円の減額となります。次に、9ページ、10ページになります項3介護納付金分、目1介護納付金分につきましては、精査によりまして3万5,000円の減額となります。

次に、款7基金積立金につきましては、国民健康保険基金積立金で前年度予算に伴う余剰金151万1,860円と基金利息7,000円、合わせて151万9,000円の追加でございます。

続いて、歳入になります。3ページ、4ページをお開きください。款1国民健康保険税は、賦課額確定に伴い一般、退職分合わせまして81万8,000円の減額となります。

款2道支出金、目1保険給付費等交付金は、保険税国保事業報告システム改修による特別調整交付金として27万円の増額となります。

款3財産収入、目1利子及配当金は、基金積立金利子で8,000円の追加。

款4繰入金は、743万8,000円の追加で、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金では精査によりまして114万円の減額。内訳といたしましては、保険基盤安定繰入金の軽減分で211万4,000円の減、保険者支援分で77万4,000円の追加。次ページになりますが、その他一般会計繰入金では時間外分の財源といたしまして20万円の追加となります。次に、項2基金繰入金は、国保収入減によります基金繰入金で857万8,000円の追加とするものです。

款5繰越金は、前年度繰越金の確定により151万1,000円を追加するものでございます。

それでは、前の補正条文に戻っていただきまして、第1条第2項におきまして、そ

それぞれの補正額を款項ごとに第1表で整理させていただいているものでございます。

以上説明申し上げましたので、原案にご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第72号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩 午後 4時 19分

再開 午後 4時 30分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

#### ◎議案第73号

○議長（鹿中順一君） 日程第15、議案第73号 平成30年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保険福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） ただいま上程となりました議案第73号 平成30

年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正の理由といたしましては、歳出では後期高齢者医療システム平準化方式追加対応分の増額と、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴う減額であり、歳入では後期高齢者医療保険料の当初賦課額の確定及び異動等によります精査、そして低所得者対策である保険基盤安定繰入金の額確定による減額、前年度繰越金確定による増額であります。

補正条文第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から95万4,000円を減額し、補正後の額を9,084万6,000円とするものです。

それでは歳出のほうからご説明申し上げますので5ページ、6ページをお開きください。款1総務費、目1一般管理費の総務一般事務経費で、後期高齢者医療システム平準化方式追加対応分といたしまして、北海道自治会情報システム協議会のほうに5万円の増額。

款2後期高齢者医療広域連合納付金におきましては、事務費負担金の額の確定と保険料等負担金では、保険料見込み額の精査と保険基盤安定負担金の額の確定による精査といたしまして100万4,000円の減額であります。

続きまして、歳入となります。3ページ、4ページをお開きください。款1高齢者医療保険料につきましては、当初賦課額の確定により特別徴収で175万8,000円の減、普通徴収で215万8,000円の増、内訳といたしまして現年度分で215万9,000円の増、滞納繰越分で1,000円の減となっております。

款2繰入金、項1一般会計繰入金は159万2,000円の減で、目1事務費繰入金で広域連合事務費負担金の確定によりまして55万4,000円の減額、目2保険基盤安定繰入金につきましても額の確定により103万8,000円の減額となるものです。

款3繰越金は、前年度繰越金の確定で3万3,000円の追加となります。

次に、款5国庫支出金、目1民生費国庫補助金では、高齢者医療制度円滑運営事業補助金、システム改修分の確定となりまして、当初予算に計上していなかったことから今回20万5,000円の補正を行うものでございます。

それでは、補正条文に戻っていただきまして、第1条の第2項につきましては、そ

それぞれの補正額を第1表といたしまして款項ごとに整理したものでございます。

以上、説明申し上げましたので、原案にご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第73号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第74号

○議長（鹿中順一君） 日程第16、議案第74号 平成30年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（千葉 誠君） ただいま上程となりました議案第74号 平成30年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では主に給与費の時間外に伴います追加、介護保険給付費等の事業見込み等の精査に伴います各事業の給付費等の追加、前年度繰越金等の確定及び基金利子に積み立てに伴います介護給付費準備基金の積立金の追加で、

歳出では主に保険料賦課決定による介護保険料の追加、介護保険給付費等の事業見込み、額精査に伴います国、道負担金、補助金、交付金の追加及び繰入金の追加、前年度繰越金確定に伴います前年度繰越金の追加を内容とする補正であります。

平成30年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の条文の第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,841万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,383万8,000円とするものです。

それでは歳出のほうからご説明申し上げます。7ページ、8ページをご覧ください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で21万9,000円を追加、給与費で節3職員手当等で時間外見込み額の増に伴い20万円、総務一般事務費、節19負担金及交付金で国保連合会へのネットワーク負担増に伴いまして1万9,000円を追加するものです。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費、節19負担金補助及交付金で、介護サービス給付費に1,706万2,000円を追加で、理由といたしまして、居宅介護サービス費の増で主に通所介護、デイサービスですけれども、そのほかに福祉用具対応、短期入所、ショートステイの利用増によるものであります。

目2施設介護サービス給付費、節19負担金補助及交付金、負担金、介護サービス給付費に718万6,000円の追加で、理由といたしましては、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の利用増によるものです。目5居宅介護サービス計画給付費となります。

9ページ、10ページをお開きください。目5居宅介護サービス計画給付費、節19負担金補助及交付金、負担金で介護サービス給付費で計画件数増に伴いまして33万4,000円の追加です。項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費、節19負担金補助及交付金、負担金で65万5,000円の追加で、理由としましては、主に特定施設入居者生活介護の利用増と福祉用具貸与の減によるものです。項3その他諸費、目1審査支払手数料、節12手数料、審査支払手数料7,000円の追加で、審査手数料件数の増によるものです。項6特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費、節19負担金補助及交付金、負担金につきましては188万円の追加で、理由としまして、特定入所者介護サービス費の増額で特別養護老人ホームの利用者及びショートステイ利用者の居宅費と食費の限度額を超えるものの支給分の増となるものです。

款3地域支援事業費となります。11ページ、12ページをお開きください。款3地域支援事業費、項2一般介護予防事業費、目1一般介護予防事業費、節11消耗品費で20万5,000円の追加で、地域介護予防活動事業、いきいき百歳体操用として今後予定している事業箇所の不足分として消耗品を追加するものです。項3包括的支援・任意事業費、目4地域包括支援センター運営費で5万1,000円の減額で、内容としましては総務事務管理費、節11燃料、車両用として3万2,000円の追加、節12役務費、通信運搬費、電話料で見込み額の精査で3万6,000円の減額、節18備品購入費、車両購入で額の確定によりまして4万7,000円を減額するものです。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金、節25積立金におきましては、前年度繰越分及び基金利子の積み立てとして91万6,000円を追加するものです。歳出で合計2,841万3,000円を追加するものです。

次に、歳入についてご説明いたします。3ページ、4ページをお開きください。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料で59万3,000円の追加で、現年度特別徴収分で40万円、現年度普通徴収分で15万1,000円、滞納繰越分で4万2,000円の追加で、特別徴収分につきましては、賦課決定による保険料の所得階層区分ごとの増減、普通徴収分につきましては、同様に保険料の所得階層区分ごとの増減及び人数による増額、滞納繰越分につきましては、現在の確定額によるものです。

款2国庫支出金から款4道支出金までは、歳出でご説明させていただきました事業費の精査に伴います追加、減額によるものです。款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、現年分で485万円の追加、項2国庫補助金、目1調整交付金で212万7,000円の追加、目2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、節1現年分で4万1,000円の追加。目3地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）で2万円の減額。

款3支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護保険料給付費交付金で732万4,000円の追加。目2地域支援事業交付金で地域支援事業の節1現年分で5万5,000円の追加。

款4道支出金、項1道負担金、目1介護給付費負担金で396万6,000円の追加、項2道支出金、目1地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、現年分で

2万6,000円の追加、目2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）で1万円の減額を行うものです。

款5財産収入となります。5ページ、6ページをお開きください。款5財産収入、項1財産運用収入、目1利子及配当金、節1基金利子で2,000円の追加。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金で、介護給付費増により339万円の追加、目2地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）で2万5,000円の追加、目3地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）で9,000円の減額で、地域支援事業の事業精査に伴います増減となります。目4その他一般会計繰入金、節1事業費繰入金で人件費及びネットワーク負担分の増に伴います21万9,000円の追加、項2基金繰入金、目1基金繰入金、節1介護給付費準備基金繰入金で介護給付費増に伴います保険料不足分の繰り入れとして492万円の追加。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金で、前年度繰越金の確定により91万4,000円を追加し、歳入合計で2,841万3,000円を追加するものです。

それでは、4ページほど戻っていただきまして、補正の条文となりますが、第1条第2項におきまして、ただいまご説明をさせていただきました内容を款項ごとに次ページ以降第1表で整理をさせていただきました。

以上ご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第74号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。



(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 75 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 75 号 平成 30 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 75 号 平成 30 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について内容の説明を申し上げます。

補正の内容につきましては、先に認定いただきました平成 29 年度決算に係る繰越金の計上と今後の支出見込みの精査によるものです。

第 1 条第 1 項につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 238 万 2,000 円を追加し、予算の総額を 4 億 2,407 万円とするものです。

歳出からご説明いたしますので 5 ページ、6 ページをお開きください。款 2 特環下水道費は管渠管理費でマンホール内ポンプ管理経費として燃料、電気料、電話料の追加として 36 万 3,000 円の追加をお願いするものです。目 2 処理場管理費として燃料代 19 万 8,000 円の追加であります。項 2 下水道費、管渠等施設整備事業として、備品購入費において施設管理用としてお願いするものでありますが、これにつきましては下水道処理区域につきましては、19 カ所のポンプ場があります。それを緊急用として現在 2 台の発電機で 9 月の大規模停電の時もそうですが、2 台の発電機をそれぞれ車に積んでポンプ場を動かしていたということなのですけれども、非常に 19 カ所のポンプ場を作動させるために 2 台というのは厳しいということで、今回緊急用として 1 台補充するというものでございます。これが 223 万 6,000 円でございます。

7 ページ、8 ページをお開きください。款 4 公債費、元金においては 3 万 8,000 円の追加ですが、これは利率見直し方式で借り入れた部分による増であります。利息においては 45 万 3,000 円の減ですが、利率見直し方式による減、また昨年借り入れた

起債の利率確定による減であります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、3ページ、4ページをお開きください。款4繰入金につきましては122万2,000円の減。款5繰越金については351万3,000円の追加。款6諸収入につきましては9万1,000円の追加であります。

最初の条文に戻っていただき、第1条第2項の第1表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款項の区分に整理したものでございます。

以上、内容の説明を申し上げましたので、原案につきましてご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第75号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 4時 48分

○議長（鹿中順一君） 本日の会議時間は、議案審議の都合上あらかじめ延長します。

再開 午後 4時 49分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開いたします。

◎議案第 76 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、議案第 76 号 平成 30 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 76 号 平成 30 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について説明申し上げます。

補正の主な理由といたしましては、収入では他会計繰入金の追加、支出では人件費、公債費の精査であります。

第 1 条は総則であります。第 2 条につきましては、収益的収入及び支出の収入において、第 1 款水道事業収益に 8 万 1,000 円を追加し、収益の計を 1 億 9,282 万 4,000 円とし、支出においては第 1 款水道事業費用から 4 万 3,000 円を減額し、費用計を 1 億 6,299 万 2,000 円とする補正をお願いするものです。

第 3 条につきましては、予算の第 4 条に定めた本文括弧書きをそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。資本的支出の第 1 款資本的支出に 2 万 7,000 円を追加し、支出の計を 2 億 7,322 万 9,000 円とする補正をお願いするものです。

2 ページをお開き願います。支出、第 1 款水道事業費用、目 4 総係費に時間外手当 6 万 5,000 円の追加、項 3 営業外費用、目 1 支払利息及び企業債取扱諸費で、企業債利息昨年借り入れ分の精査、利率見直し分の精査として 10 万 8,000 円の減額となります。

収入の部、第 1 款水道事業収益、目 2 他会計繰入金は、旧簡易水道事業分に係る元利償還金の精査、繰入対象職員の時間外の追加で 8 万 1,000 円の追加となります。

3 ページをお開きください。資本的収入及び支出で、款 1 資本的支出、目 1 企業債償還金において、元金償還の利率見直し分の精査で 2 万 7,000 円の追加であります。

本文にお戻り願います。第 4 条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として 6 万 5,000 円を追加し、2,159 万 3,000 円とするものです。

第5条につきましては、予算第8条に定めた他会計からの繰入金及び補助金を職員給与費に充てるものとして6万円の追加。企業債元金償還に充てるものに2万7,000円を追加し、企業債利子に充てるものを6,000円減額するものです。

1ページの予算補正実施計画につきましては、ただいま申し上げましたものを款項目区分に整理したものでございます。

4ページをお開きください。4ページにつきましてはキャッシュ・フロー計算書となります。一番下の資金期末残高につきましては、3億4,534万6,000円となります。

続いて、6ページから8ページは、本年度の予定貸借対照表となります。今回の補正によりまして5ページの下から6行目の現金預金が増額し、4ページの同額の3億4,534万6,000円となります。

7ページをお開きください。7ページの下から7行目の当年度純利益につきましては、2,983万2,000円と見込むものでございます。

以上ご説明いたしましたので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第76号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、ゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

1 番、篠原眞稚子さん。

○1 番（篠原眞稚子さん） [登壇] 意見書案第 9 号を説明いたします。ゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書です。読み上げて説明にかえたいと思います。

道教委が 2006 年に策定の「新たな高校教育に関する指針」による「公立高等学校配置計画」は、「望ましい学校規模」を「40 人学級で 4 から 8 学級」として、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。2007 年から道内の公立高校は統廃合により 46 校が閉校、公立高校のない市町村は 50 へと増加し、2019 年度において 57 学級と大規模な削減になっています。

閉校により子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担とともに、保護者の経済的負担、進学を機に地元を離れることで過疎化が進み、地域の活力を削ぐこととなります。これらの解消に向け「通学費・制服代・教科書代」の補助や、やむなく町立移管とするなど、地域の高校存続に向け努力している自治体は数多くあります。

道教委が本年 3 月に公表した「これからの高校づくりに関する指針」では、依然として「望ましい学級規模を 4 から 8 学級とし再編整備を進める」ことを基本とし、地域の要望や実態を全く踏まえたものになっていません。今後とも統廃合が進むことは明らかであり、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」により地域間格差が増大することは、北海道地域全体の衰退につながります。すべての子どもたちに等しく後期中等教育を保障しなければならない教育行政として、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもたちにゆたかな学びを保障していくため、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要であります。

以上の趣旨に基づき、1 から 5 までのことを提出先は、北海道知事、北海道教育委員会教育長、北海道議会議長に提出するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎報告第13号

○議長（鹿中順一君） 日程第20、報告第13号 平成30年度定例監査の報告についてを議題とします。

監査委員から、平成30年度定例監査の報告書が提出されたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

#### ◎報告第14号

○議長（鹿中順一君） 日程第21、報告第14号 例月出納検査の報告について（平成30年度8月分、9月分、10月分）を議題とします。

監査委員から、平成30年度8月分、9月分、10月分の例月出納検査について報告書が提出されたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

#### ◎閉会の宣言

○議長（鹿中順一君） 以上で、本定例会に付された事件はすべて終了しました。

これで平成30年第6回津別町議会定例会の会議を閉じ、閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4時59分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員